

第百二十八回
国会

参議院政治改革に関する特別委員会会議録第六号

平成六年一月五日(水曜日)

午前十一時四十一分開会

委員の異動

十二月二十七日

辞任

堀 利和君

補欠選任

前畑 幸子君

十二月二十八日

辞任

前畑 幸子君

補欠選任

志苦 裕君

一月四日

辞任

藤澤 弘君

補欠選任

有働 正治君

一月五日

辞任

角田 義一君

補欠選任

糸久八重子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

本岡 昭次君

一井 淳治君

上野 雄文君

白浜 一良君

平野 貞夫君

吉田 久之君

吉川 春子君

委員

会田 長栄君

糸久八重子君

岩本 久人君

川橋 幸子君

志苦 裕君

角田 義一君

峰崎 直樹君

渡辺 四郎君

委員以外の議員

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

猪熊 重二君

統 訓弘君

寺澤 芳男君

中村 鋭一君

直嶋 正行君

有働 正治君

下村 泰君

橋本 敦君

堀込 征雄君

岡田 克也君

三原 朝彦君

太田 昭宏君

川端 達夫君

細川 護熙君

羽田 孜君

三ヶ月 章君

藤井 裕久君

赤松 良子君

大内 啓伍君

畑 英次郎君

熊谷 弘君

伊藤 茂君

神崎 武法君

坂口 力君

五十嵐広三君

佐藤 観樹君

武村 正義君

石田幸四郎君

政府委員

内閣法制局長官

内閣法制局第三部長

北海道開発庁総務監理官

防衛庁参事官

防衛庁経理局長

法務省民事局長

外務省欧亜局長

農林水産大臣官房長

建設省建設経済局長

自治大臣官房審議官

自治省行政局選挙部長

事務局側

常任委員会専門員

法制局側

法制局長

中島 一郎君

佐藤 勝君

谷合 靖夫君

小野 邦久君

上野 博史君

野村 一成君

秋山 昌廣君

萩 次郎君

加藤 昭君

国務大臣

北海道開発庁長官

沖縄開発庁長官

国土庁長官

国務大臣

防衛庁長官

国務大臣

経済企画庁長官

国務大臣

科学技術庁長官

国務大臣

環境庁長官

国務大臣

政治改革

山花 貞夫君

大出 峻郎君

阪田 雅裕君

加藤 昭君

萩 次郎君

秋山 昌廣君

濱崎 恭生君

野村 一成君

上野 博史君

小野 邦久君

谷合 靖夫君

佐藤 勝君

中島 一郎君

佐藤 勝君

谷合 靖夫君

小野 邦久君

上野 博史君

野村 一成君

秋山 昌廣君

萩 次郎君

加藤 昭君

阪田 雅裕君

大出 峻郎君

本日の会議に付した案件

○公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○政党助成法案(内閣提出、衆議院送付)

○公職選挙法の一部を改正する法律案(橋本敦君発議)

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(橋本敦君発議)

○委員長(本岡昭次君) ただいまから政治改革に関する特別委員会を開会いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)、政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)及び政党助成法案(閣法第四号)(いずれも内閣提出、衆議院送付)並びに公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院第三号)及び政治資金規正法の一部を改正する法律案(参議院第四号)(いずれも橋本敦君発議)、以上六案を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○川橋幸子君 質問に入ります前に、大変つたない感想でございますけれども、自分なりの感想を一言御紹介させていただきますと思います。

総括質疑の場でございます。社会党の場合は人材不足ではないのでございますけれども、こうしていわゆる私のような一年生議員が登壇させてもらえるのは自民党の委員の方々が御欠席という、こういう異常な状況なのかわかりません。しかし、私は、こうした片断飛行のような国会の状況は大変寂しいことではないかと思っております。午後には

はぜひ自民党の委員の先生方が委員会開催に応じてくださいますように、感想を申し上げさせていただきます。

さて、それでは質問をさせていただきますが、いただきました時間四十六分間の中で、大きく分けまして三点のポイントで質問させていただきますと思います。

まず第一点は、女性の政治参加についてというポイントでございます。第二点目といたしましては、今回の政治改革法案の一番の魂とも言えるような政治とお金の関係、腐敗をなくしクリーンな政治をつくるというそういう法案の中身の問題でございます。それから最後は、何といたしまして、今国会で政治改革四法案の成立に向けての努力というものが今非常に大きく求められている時期かと思っております。最後はそのポイントにつきまして、今国会におきましてこの四法案が成立いたしますように願いを込めまして質問させていただきますと思います。

さて、それでは第一点目の女性の政治参加についてということでございますが、小選挙区制の導入を図ります今回の法案につきまして、女性の中からは女性の政治参加の機会が狭められるのではないかと、大変大きな危惧が持たれております。女性議員のところに特にはそうした反対の陳情にお見えになる方も多々ございますし、さまざま手紙、はがき、そうしたお声もたくさんいただいているわけでございます。

日本の国会議員の中、特に衆議院の中における女性議員の比率は閣僚の皆様御存じでいらつしやいますでしょうか。どなたか自信のおありの方がいらつしやいましたらお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(山花貞夫君) たまたま調べておったものですから。
無所属の方もいらつしやるのを含めまして五百十一人中十四名、二・七％で、参議院より衆議院の方がかなり低いのではないかと、こう承知しております。

この数字は先ごろ公表されました総理府の婦人問題担当室が事務局になっております「女性の現状と施策」という本でございます。いわゆる通称女性白書と言われるものでございます。この発行元は婦人問題担当大臣であり、かつ官房長官を兼ねられていらつしやる武村官房長官でいらつしやいます。

そこで、女性の政治への参加、今、日本はそういう意味では非常にパーセンテージが低いわけでございます。具体的に二・七％と山花大臣からお答えいただきました数字が国際的に見ましてどの程度の水準かを、ちょっとくどいようですが、御説明させていただきますと、百四十六カ国中の百二十八位でございます。下から数えた方が早い、そうしたランキングにあるわけでございます。

こういう本も、婦人問題担当大臣でいらつしやる武村長官は御存じじゃないかと思っております。「月刊婦人展望」という月刊誌でございます。発行元は市川房枝記念会。クリーンな政治、お金のかけられない政治を目指して生涯をそこにかけられました市川房枝さんを記念いたしまして、女性たちが今も脈々と発行しておる「月刊婦人展望」でございます。

この中の分析にこの二・七％に関係する部分の記述がございます。これは、市川記念会独自の記述というよりも、列国議会同盟、IPUと申しますけれども、列国議会同盟が収集いたしました各国のデータをそろえて、その中で紹介されている言葉でございます。例えば、「女性議員に対する偏見がまだ根強いので、政党は小選挙区に女性候補を擁立したがる」、あるいは「政治システムの中で女性の進出を阻んでいるのは選挙制度ではなく政党である」、こういうコメント、客観的な記述でございます。

そう思いますと、私自身も、やはり今回の小選挙区導入に当たって女性たちの懸念というものはかなり当たる、該当性の高いような懸念ではないかと思うわけでございます。

ついでには、我が国におきましても各政党が女性

に立候補の機会を確保できるように、そういう配慮をさせていただけないのか、お並びの各党を代表する方々に順次お答えいただきたいと思っております。まず初めに、政府の立場とさきがけの党首のお立場、両方を二重人格で武村官房長官からトッパッターでお答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(武村正義君) 中国には、天の半分は女性が支えているという言葉があるようでございます。我が日本の国会は、今、山花大臣からお答えがありましたように、二・七％、衆参入れて六・七％という大変低いシェアにとどまっております。

選挙が大変過酷でありますし、政治の世界が国民の一般常識から見ますと何か特異な世界のように映っているのが原因の一つかもしれません。今日までの政治であれば、多くの女性の皆さんがその世界に入っていくことを忌避されるのがむしろある種常識的であり健全であったというふうにも言えるのかもしれませんが、そういう政治ではないかということ、こうして政治改革法案の審議をいただいているところでございます。

我が国の政治を大きく変えることによって、女性の皆さんが大きく国会に進出いただけるように目指していかねばいけないと思っております。女性の皆さんがほとんど数がふえてくれば、問われております国会運営ももう少し国民にわかりやすい常識的な姿に変わっていくのではないかと、このように思っております。

○川橋幸子君 さきがけの方針を。
○国務大臣(武村正義君) さきがけとしましては、まだ出発したばかりのほやほやの小さな政党でございますが、次の選挙ではぜひ皆さんの女性候補を立てたいと思っておりますので、ぜひまた、立場は違いますが御紹介その他お願いをいたしたいと思っております。

○国務大臣(羽田孜君) やっぱり世の中というのが質の高い生活、こういうものを求めるようになってきたということ、また多様な価値、これを求めるようになってきたという時代じゃなからう

かと思っております。

そういうときに、民間では管理ですとかあるいは開発、また広報、そしてトラック会社みたいな現場、それから建設現場、こういったところにもどんどん女性が進出していること、それから今度のボランティア活動でも、UNTACなんかでも、実は危険な場所に私たちは行きたいと言った女性の方がたくさんおられたそうで、明石さんがびっくりしたことがあります。

私はそんなことを感じたものですから、数年前から、かつて自民党にいたころでございすけれども、衆議院には一人もおられませんでしたが、それから私も実は候補者を立てたのでありますけれども、残念ですけれども落選してしまつたというところであります。そして、前回のときは数人に当たつたんですけれども、何しろ十三日間しかなかったというこのために一人しか立てられず、しかもその方は落選してしまつたということでもあります。そして現在私どものところに何人かの方の申し出があるということでありまして、そういう皆さん方が本場に戦えるかどうかということを見ております。

過去の選挙の場合によれば、先ほど政党とかあるいは制度というもののじゃないというお話があったわけですが、ただ、私どももこうやって見ると、今までの選挙というのはやっぱり衆議院の場合には個人だったですね。例えば自民党みたいな大きな政党になりますと、党に頼るといふよりは個人のその地方における方というものが割合と大きく幅をきかせておったと思っております。今度選挙制度が変わりますと、党としてやっぱり多様な時代に女性がどうしても必要だということとが明確になってくる。そういう中で、これから私どもとしても積極的に有能な女性を探すことが必要であらう、よその国の場合には首相も議長も女性という国がたくさんあることを我々は知らないといけないというふうにも思っております。

○国務大臣(山花貞夫君) 委員長は経験者としての立場で、承知しているところをお話しさせていただきます。

ただきます。

社会党の場合には、もちろん政治だけではなく、すべての社会の分野に女性の進出を、そして決定への参加ということについてはかなり努力を尽くしてきていると思っております。さつき衆議院は二・七％ということでしたが、参議院におきましても全体一五％、そのうち社会党の女性議員が十八名で二五％を占めているということが比率を上げていっているんじゃないかと思ひますし、党の決定機関につきましても、委員長経験者、副委員長経験者等々についてはこれまで一番最初に実現をしてきた、こういうように承知をしております。

また、これからの選挙に臨んでは、選挙の形がどうあれ、そうした意味において従来の方針を継承し、従来からの党の方針であった女性と市民と労働者、勤労者をもつて三本柱で党をつくる、そうした方向の中で、とりわけ女性候補の発掘につきましては財政的な特別措置についても従来から継続して行ってきたところでありまして、これから開かれる大会でもそのことは承継されるものと承知をしております。

○国務大臣(石田幸四郎君) 答えを申し上げます。

先ほど来もう既にお話が出ておるわけでございますけれども、女性の立場から国政に参加するのは当然のことでございますし、最近の傾向を見ても、もう地方議会を初めとして女性の進出は少しずつ拡大をされているというふうな承知をいたしております。

私も、衆議院の方には二人というふうな状況でございますし、今回選挙制度がもし変わるといふことで、女性の候補を擁立するというのはまだ必ずしもそう樂觀を許さない。やはりこれも地域の代表というふうな性格がありますので、その地域の中で活躍している女性、そういった方々に出ていただくよう努力をしなければならぬと思っております。

ただ、公明党全体としましては、今約三千三百二十四名の議員がおるのでございますが、この

ところ徐々にふえておられて、二百四十九名の女性の地方議員ということになっております。これは七％ぐらいでございます。最近の傾向を見ましても三人の地方議員候補の中で一人は女性というふうな傾向になっておりますので、そういう全体の傾向を育てながら国会にもどんどん出ていただくようにいたしてまいりたいと思っております。

○国務大臣(大内啓伍君) 答えいたします。

党の委員長といたしましては、いつも苦勞するのが衆参の選挙での女性の候補者の擁立という問題でございます。その女性の御本人自身に相当の集票能力があるか、あるいはない場合には組織力によってカバーできるか、また御主人等の同意が得られるか、いろいろな問題がございます。実は私どもの場合は、衆議院におきましては十九名中一名、つまり五％弱というところでございます。

しかし、今、結婚されている女性の五割以上が社会的に進出しているというところを一つ考えますと、また他方、国際的に見ましてイギリスの場合には九・二％、アメリカの場合は一〇・八％、ドイツの場合は二〇・五％がそれぞれ下院に女性の議員が進出しておられます。フィンランドの場合は三九％というところを考えると、先ほど御指摘いただきました二・七％というものは余りにも低いわけでございます。

女性あつての男性、女性あつての社会ということとを考えると、女性がもっと国会に進出されればこのような事態もあるいは解消されるのではないかと思つておるのでございまして、そうした困難はございすけれども、何とかして女性が国会に数多く進出するように私どもとして努力したいと思つております。今度の小選挙区制の場合には新人とか女性にとつては実は非常に難しい選挙制度になるかもしれないだけに、私どもとしては、自覚をいたしまして意識的に女性候補の擁立のために努力をさせていただきたいと思つておる次第でございます。

○国務大臣(江田五月君) 女性の社会参加の必要

性というのは、これはもう皆さんお話しございまして、川橋委員からもお話がございましたとおりで、私も全く同感でございます。

これまでの追いつき追い越せ型の日本の社会をそろそろ大きく変えていかなくやならぬ。今までは一歩家から外へ出るともう百人の敵がいるというので、そこは男でなきゃやつていけない。男は外でもうくたかたになつて、家へ帰つたら家庭のこととは女性任せ。そうじゃなくて、やはり社会も女性が参加をしていく、家庭も男性も参加をする、こういうことになつていくかなきゃいけないわけだ、そういう社会や経済のあり方を大きく変えようと思つと、政治の場にも女性が大きく参加をしてきていただかなきゃならぬことは当然だと思ふんですね。

今、提案をしております政治改革法案が通りましたら女性はいかに出にくくなるんじゃないかというそんな心配をお持ちの方もおられるようで、この間私も福島瑞穂さんとちよつとトークをやる機会がありまして随分やつつけられたんですが、しかし、私はこれは逆じゃないのかなという気がしております。

今までの中選挙区制度で本当に女性が出やすかつたかという、実はそうじゃないですね。今までの中選挙区制度というのとはどうかという、例えば旧与党、自民党の場合ですと、地域にずっと根を張つた利権構造が各種行政規制と結びついて上がつていて、具体的な形としてはこれが後援会組織になつていて、それがいろいろな企業その他のいわゆる生産者サイドの人間の活動と結びついていて、その上の方へ上る人間が候補者になつてくるという構造ですから、ですからこういうものをそのままにしておいて中選挙区制度の中で女性が出てくるというのは非常に難しい。消費者、生活者を重視する、そういう選挙の仕組みになつていく。

旧野党の方で見ましても、支持の仕組みが組織という形で構造化して、その組織のいろんな役職を担つた者でなければなかなか出られないという

ことになつて、これはやはり女性が非常になりにくいということになっております。

そういう選挙の仕組みで上がつてくる政党ですから、どうしても政党というのは通りやすい候補を擁立してくるということで女性がなかなか出にくい、金も非常にかかると。そこで、そういう選挙の仕組み自体を変えて、もっといろんな人がどんどん出られる、そういう仕組みにしたいということであると思ひます。

ただ、新しい選挙の仕組みにしたらずに女性が出やすくなるか、すぐに生活者が出やすくなるか、これはそう簡単にはいかないんで、やはり私は、選挙の構造を変えることによって選挙文化も変えていく、あるいは政党も変えていく、こういうことが必要だろつと思ひます。

私たち社会民主連合は小さな政党で、女性の登用を努力しましたが、実際難しいです。例えばおとしの参議院の選挙でも比例代表九人中三名を女性にしてみましたが、一人も通らなかつたというところもございまして、これから政党が大きくなつて再編成で新しい選挙の仕組みにふさわしい新しい政党ができていくと思ひますが、その中では必ず女性を登用する、そういう仕組みを政党の中につくり上げていきたい。例えばアフーマタイプアクションなんというものが私はこれから必要なことだと思つております。女性の味方に徹して頑張つていきたいと思ひます。

○国務大臣(細川護国君) 今度の選挙制度、御提案しておりますこの政治改革法案でございますが、この法案が成立をしたならば女性が出てくるものではないかということでございますが、政党本位、政策本位の選挙を実現していこうということでございますから、かえつて今までよりも女性の進出ができるようになるのではないかと、また、できるような各党それぞれに努力をしていくことができるのではないかと、私には思つております。また、できるようにしていかなければならないと思つております。

今までは、今各大臣からお話ございましたよ

うに、個人本位の利益誘導型のどろどろした選挙が行われてまいりましたために、女性の方々が政治に対して忌避感、嫌悪感を持たれて、特に衆議院の選挙などには御免こうむりたいというお気持ちが強かったのではないかと思います。今度の選挙制度の改正によって、先ほども申し上げましたように、政策本位、政党本位ということになっていけばその点は随分変わってくるのではないかとというのが私の感じでございます。

私ども日本新党におきましては、さきの参議院の選挙のときからクオータ制というものを導入いたしましたので、どちらかの性の一方が二〇%を切つてはならないということで、党の役員あるいは党の中の委員会等の構成はそうようになっております。また、二〇〇年を目標にそれを四〇%に

ようということを目指しているわけでございます。それなりに努力をいたしておりますが、参議院の選挙のときには候補者もその二〇%という目標に達することができたのですが、衆議院の選挙に際しましてはなかなか候補者として名のり出でただける方が少なく、先ほどもちょっと申し上げましたように、今のこの政治の世界に飛び込んでいくのはどうも気が進まない、やっぱりそう思っている方が多いということを改め

と感じた次第でございます。女性の政治への参加が今後進んでまいりますように、制度の面からできる限りの政府としての努力をしてまいりたいと思っております。

○川橋幸子君 それぞれ大変積極的な御答弁を
ちょうだいいたしましたして、日本の男性を頼もしく
思った次第でございます。しかし、やはり政治は
結果の責任でございます。きょういただいたお言
葉は私も十分記憶させていただきます、新しい
選挙制度の中で各党の御努力の結果をまた質問
させていただきます機会があったらと楽しみにさせ
ていただきます。

ということで、今の話の最後に、ちよつとこれ
は大変我田引水でございますけれども、社会党に
所属しております私としては、ひとつどうしても

御紹介させていただきたいことがあります。

本日、実は村山社会党委員長に対しまして女性の議員たちが申入書を提出いたしました。今のような女性比率を高めてほしい、そのためには立候補に当たって女性の登用に配慮してほしい、こういう申入書をごさせています。前委員長時代にも同様の趣旨のことをさせていただきました。現委員長長にも同じことを申し上げておりまして、努力すると現委員長からもお言葉をもらっておりますことを、内輪の話かも知れませんが、多少の刺激剤としてまして御紹介させていただきたいと思っております。

それでは、法案の一番の核心の部分であります腐敗防止、政治資金の規制の強化、この部分に入らせていただきたいと思います。

政治とお金の関係を断ち切る、あるいはクリー
ンな政治を行うというのは、今、日本だけではな
くて地球上各国の中で言われている話ではないかか
と思います。それを変革という言葉で代表させて
言われることが多いわけでございます。変革三人
トリオというのが、クリントンさん、金泳三、そ
れから我が細川総理、この三人でいらっしやると
いうようなことがきょうの新聞の論説にあつたわ
けでございます。

今までの御論議、衆議院でも非常に長い時間を費やしてやっていただいておりますけれども、意外に今回の法案の中で、そうした政治とお金の問題について着実に一歩でも二歩でも、あるいはできれば五十歩ぐらい前進したいという、そういう意欲のある政府案がPRされていないような気がいたします。

そこで、特に女性性は、こういう問題についてはある種の一つのしがらみにとらわれない人間のせいではないでしょうか、お金に対する潔癖感というものがあ
るわけでございます。今回の政治改革四法案の成立に向けてぜひ女性の支持を得られるように、この委員会の場をかりて何点か有効な改善策であることを印象づけるような説得力のある御答弁をちょうだいしたいと思います、担当大臣の方か

らお願いしたいと思います。

まず、連座制の強化。いかがでしょうか、大変技術的な話でございますけれども、わかりやすくお願いしたいと思うのでございます。

○國務大臣(山花貞夫君) 法案の詳しい中身についてはまた自治大臣からつけ加えていただきたいと思ひますけれども、今お話しのとおり、こういう立場での発言ですので制約もございますけれども、私は、今日の時代の精神は反腐敗、腐敗を憎む、ここにあると常々考えてまいりました。そうした観点からも政治改革の原点などを十分勉強させていただいたつもりでございます。全体の選挙制度、政治資金の制度、そして腐敗防止のシステムということが今回は四法案の中にさまざまな形で複合的に提起されている、ぜひこの点について御理解をいただきたいと思ひます。

今御指摘の連座制の問題、わかりやすく申し上げますた方がよいと思うんですけれども、前回の総選挙におきましてやっぱり買収事件がありました。お金を配って、今何人残っているでしょうか、すぐ選挙が始まる前に全国に逃亡し指名手配になった方が一けたではなくてかなりおりました。現行の選挙制度のもとにおきましては、法律のもとにおきましては、連座制の適用ということについて

は候補者ということになっておりますので、親族なり秘書が選挙が始まる前に買収のお金を配って全国に逃げ出してしまうともう全く本人には及ばない、こういう仕組みになっているわけであります。

今回 そうしたものに付きまして、親族、秘書の皆さんを含め立候補の予定者が選挙の前にお金を配った場合にも全部連座制にかかる。全部というのはは正確ではないが、一定の要件のもとに連座制にかかるということを含めて、かなりその意味において要件、効果について強化しているところでございます、腐敗防止につきましては実効性あるものと確信をしているところでございます。

○**國務大臣（佐藤觀樹君）**　もう時間がないので、

簡単に要点のみとさせていただきます。

今、山花政治改革担当相からお話しございましたように、かなりこの連座制につきましては範圍を広げておりまして、買収供応等が選挙の前に行われた場合でも今度は連座制がかかり当選無効効あるいは立候補制限を受けることになるということにもいたしましたし、それから従来の対象者に加えてまして秘書もこの連座制の対象、買収供応の対象者になっておるわけでございます。

ただ、その場合の秘書というのは、公式に名刺に秘書ということが刷り込んであらうとならうとと実態的にその候補者の指揮命令に従つて勤務に服しているということでありまして、必ずしも当該公職の候補者等との間に雇用関係があるのではない關係なということ、また必ずしも賃金が支払われていなくてもいい、実態的に政治活動の補佐をし秘書ということでその候補者等も容認をしているあるいは承諾をしているという者が買収提供を行った場合には、選挙の前であれ後であれ、選挙中であれ、これは連座制の対象になるといふことにしております。

また従来、執行猶予の場合には連座制が働いていなかったわけですが、執行猶予の場合でも連座制が働くということになりまして、かなり範囲を広げまして、今度の場合には腐敗防止策というの是非常に厳しくしておると言うことがこの法案のいわば大きな、私たちはこれが成立すれば腐敗を防止していく大きな手だてになっていくというふうに考えております。

○川橋孝子君 質問をつくるに当たりまして自治省の方から統計をちやうだいしてみました。今、連座制の強化というのが実際にどの程度有効なんでしょうか、数字で何か理解できることがないだろうかという趣旨から統計をもらったわけでございます。

選挙違反といいますが公職選挙法違反で実刑を受けていても、執行猶予になる率というのが非常に高いのに驚いたということです。何と

この数字が九九%、九分九厘執行猶予つきになる。そうすれば連座制は働かない。これが今回取り外されるということでございますので、本来は議員の倫理に訴えることなのかわかりませんが、制度上もそれを規制できるというそういう仕掛けをつくったことは大変評価できるということではないかと思えます。

それから二点目は、公民権の停止。これも大きなポイントではないかと思うのですが、この部分につきましては、衆議院段階の議決の直前に自民党の案を取り入れられてむしろ強める改正をされたわけでございます。この内容について簡単に御説明いただけますでしょうか。

○衆議院議員（堀江雄雄） お答えをさせていただきます。

川橋委員御指摘のとおり、従来、収賄罪の公民権停止につきましては一般犯罪と同じく実刑期間というものでありましたが、年が明けたから一昨年にありますが、十二月に、執行猶予期間中も公民権停止ということが緊急改革二十一項目の中で決定されたわけであります。

今回の改正につきましては、そうしますと実刑期間中よりも執行猶予の方がこの公民権停止期間が長いとか、そういう矛盾が一つございました。あるいはまたもう一方の意見としては、実刑という重い刑を終えて公民権停止をさらに付すことは制裁としては重過ぎるのではないか。いろいろな議論があったわけですが、しかし衆議院の議論の中で、あるいはさきの国会で、社公案もそうでございますが、やっぱり実刑の場合と執行猶予の公民権停止期間のそういう整合性を持たせるといふ意味で一つは必要だろうということと、もう一つ、収賄罪は公務員としての地位、職権を利用したいわば公務の公正さに対する信頼を害する犯罪だ、こういう観点から厳しく実刑期間プラス五年という自民案でこの際こうということ、実は与野党の理事間協議で決定をした。こういう経過でございますので、先ほどの連座強化とあわせて大変厳しい法律になっておりますが、

ぜひ御理解をいただきたい、このように思います。

○川橋幸子君 与野党理事間で協議されて合意に達せられた、しかも、こうした公民権停止については大変国民の共感が得られる修正であって評価できることではないかと私も力説させていただきたいと思えます。

さて、一番の肝心の眼目は、個人への企業・団体献金の禁止、これが今回買かれたところでございます。社会党内にありましては不十分だとする意見ももちろんあるわけでございますけれども、とにかく個人へのそうした企業・団体献金禁止の措置を導入されたということは、これもまた一つ大きな眼目であるわけでございます。

今回、政治改革の契機がリクルート事件を初めとしたさまざまなそうした献金問題にあったことを考えますと、国民の政治不信をぬぐうにはこの部分、この点だけは法案成立のためにもう妥協はしてはくれないと考える私の気持ちでもあります。

この点につきましては一点だけ簡単に御ねさせていただきたいと思います。今までの例ですと、不正な献金、これはもう今までの法律でも一定の罰則があるわけでございますが、いつも秘書が秘書がとかいように政治家本人の責任まで追及されなかったことがあったのではないかと考えられますが、この点について今回の法案はどのような措置を盛っておられるのか、お願いしたいと思います。

○国務大臣（佐藤栄作） 今度の改正によりまして、政治家個人が個人的な寄附を受け取るなどという場合には資金管理団体というのを設けまして、それはあくまで政治家が代表者になる、こういうことになっておるわけでございます。

したがって、もし不正なことがあった場合には、会計責任者がもしそれを犯した場合に、監督責任を政治家本人が問われまして、「会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠ったとき」は処罰されるとともに公民権が停止されるといふ、非常に厳しくなっております。「相当の注意」

というのはこれ説明しますとまた非常に難しいことになるところでちょっと省かせていただきますが、処罰されるというのは五十万円以下の罰金になりますし、公民権が停止されるということは現職の場合には議員資格を剥奪されるということになります。

さらに、政治家自身が会計責任者といわば意思を通じて不正な献金を受けたという場合には、前の場合は会計責任者が誤ってやった場合でございまして、政治家自身が違法行為者として意思を通じてやった場合にはこれは共同正犯ということでも処罰されるわけでございまして、新たに公民権が停止されるということで、政治家個人のこういった行為に對しましても秘書が秘書がということでも逃れられないというふうに厳しくしたところでございます。

○川橋幸子君 こうした部分の改正をもうちょっと丁寧に行政の側でPRしていただきますと、女性の側の今回の政治改革法案に対する忌避感のようなのもなくなっていくのではないかと思います。今国会中に成立を期しているわけでございまして、あとは施行後の御努力ということになるかと思いますが、ぜひその辺の御配慮をお願いしたいというか、当然のこととしてやっていただきたいと思えます。

さて、残された時間ですが、やはり何といたしましても、今回、法案の成立について残された日数は非常に短うございます。ですけれども、この法案、政治改革の実現につきましては、今この委員会の場にいらっしゃらない自民党の委員の方々、自民党自身もそれは実現すべきだと、そういうものも論議については賛成なわけでございます。

さて、年明けまして、年初でございます。伊勢神宮の後の記者会見も拝見はしておりますけれども、法案成立に向けての努力につきまして改めてこの委員会の場におきましてもう一度総理の御決意を承りたいと思えます。

○国務大臣（細川護国） 国民の皆様方の政治に対する信頼を取り戻すために長い間国会におきま

してもこの政治改革の問題が論議されてきたわけでございますし、今度こそ決着をつけるというのがやはりこれは私どもの大きな責任ではないかというふうに思っております。与野党の真摯な御議論をいただいて、ぜひ少しでも早く実りのある成果を得させていただきたい、このように願っております。

○川橋幸子君 談々と今度こそ決着と真摯なお答えをちょうだいしたところでございましてけれども、やはり問題解決に当たった具体的な妥協の図り方というものが残された日数の中で非常に大きな課題になってくるのではないかと思います。

そこで、衆議院採決段階におきまして河野総裁とトップ会談をやられた何点かの事項、あるいはその後も、特に年末年始のこのお休みの間で、お並びの閣僚の皆様方からさまざまな今国会法案成立に向けてのトピック的なお話がマスコミに登場してくるわけでございます。

大体それらを集約いたしますと、私の理解しているところでございますけれども、戸別訪問について、それから区割り審議会の設置場所について、それから三点目ですが、少数意見あるいは少数政党への配慮として三三の緩和について、四日目といたしましては特に無所属の多い実情にございまして地方の首長、議会選挙についての配慮、それから五項目として、比例の単位について自民党案の県単位それから政府案の全国単位、それぞれ主張のメリットがあるわけでございますけれども、とにかく妥協して成立させることが国民の期待に對するこの国会の務めであると思いたしますと、これら五項目について、それぞれ今の政府案のままでどうしても突っ張らなければならぬものなのかどうか、検討の余地がないものなのか、これは担当のお二人の大臣の方からそれぞれ、簡単に結構でございますので、お答えいただきたいと思います。

○国務大臣（山花貞夫） 今御指摘の五項目のうち一番目と二番目と四番目につきましては、総・国会談でのテーマだと承知をしております。

戸別訪問の問題、区画委員会の設置の問題、そして地方議員の皆さんに対する配慮の問題につきましては、政府の提案はベストと思つて出しておられますけれども、国会での議論を十分尊重していくという姿勢については衆参いずれの場合にも私たちの態度は変わっておりません。

三番目のテーマとそれからもう一つのテーマにつきましましては、これは総・総会談以外のテーマでございますけれども、この点につきまして、三％については衆議院では総・総会談には盛り込まれておりませんでしたが、参議院においてはとりわけ御指摘をいただいているところでございます。これまた国会の御議論というものを十分拝聴していきたい、こう思っております。

ブロックにするか等々の問題につきましましては、それぞれ一長一短ある中で、県単位にいたしますと比例選挙の意味がなくなるではないか、ブロックの場合につきましましては、これは執行の体制あるいは区割りや難しい等々の問題があることから、民意を反映するためにはやっぱり全国一本がよろしいのではなからうか、我々としてはそうした気持ちで政府案を出させていただいているわけでございます。

いずれにしても、法案の成立、これが何よりも大事でございます。与野党の御議論というものを十分体して、これから法案成立のために全力を尽くしたいと、こう思っております。

○川橋幸子君 それぞれの論点につきましましてはきつと後ほどの質問者の方からさらに深められた御質問があるかと思つたので、私の場合にはさらりというところで終わらせていただきたいと思います。以上五つのほかに、根幹部分と言われますような定数の問題、それから企業・団体献金に今まで大きく依存してきた政党におかれての問題というのがあるかと思つた。

定数配分の問題に特に触れませんでしたのは、これは参議院が補完、抑制、均衡というそういう性格の院であるということからあえて触れなかつたわけでございます。また、後者の献金の問題につきましましては、先ほども申し上げましたように今回の政治改革の魂とも言われるべき部分かと思つたので、もう私個人としてはそう大幅な妥協はしてほしくない、こういう気持ちで述べさせていただきます。

そして最後に、二分間時間がございまして、くどいようございましてけれども重ねて細川総理にお伺いしたいと思います。

どうぞ御自身の言葉で、御自身の声で、自民党の審議参加を要請なさるメッセージとか、あるいは政治改革四法案一括で成立させたいとするその願いを国民に向けてのメッセージとして、時間を使ってお答えいただければありがたいと思つた。

○国務大臣(細川護国公) 政治改革という大きなテーマでございますから、ぜひこの問題について、先ほども申し上げましたように与野党が実りのある議論をしていただくということが何よりも大事なことでございまして、そうした意味で、きょう自民党の方々が御出席をいただけないということは大変残念なことだと思つております。しかし、今後の御審議におきましてぜひ与野党間で充実した議論がなされることを心から願つていところでございまして。

そして、先ほども申し上げましたように、この法案が成立することが、四法案が車の前輪だとか後輪だとかというふうなものではないかということも前にも申し上げたことがございまして、政治腐敗防止の問題も、またそのことと選挙制度の問題も大いにかかわりのある問題でございまして、そうした意味でぜひ四法案一括で成立をさせていただきたい、そのように強く願つております。

○川橋幸子君 終わります。(拍手)
○委員長(本岡昭次君) 午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時二十八分休憩

午後一時三十一分開会

○委員長(本岡昭次君) ただいまから政治改革に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、六案について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○峰崎直樹君 私も、午前の川橋議員と同じく一昨年の参議院選挙で当選してきたばかりでございます。このように全閣僚を前にした質疑というのは初めてでございます。それだけに、話す内容がある意味ではちんぷんかんぷんになったりあるいは横へつたり、なかなか焦点が定まらない場合があるかもしれません。その点はひとつ御容赦願いたいというふうに思っています。

まず最初に、細川総理に新年に当たりまして一言お伺いしてみたいと思つてあります。

それは、残念ながらかききょうも自民党席、今空席でございますけれども、景気問題というのは、私は、この年末年始、わずかな期間でございまして、もう昨年の年末まで大変忙しい日程で、この政治改革委員会もありましたし、もう三日の夜にはこっちへ来なきやいけない、こういうことで大変時間がなかつたわけでありますが、多くの支持者の人たちが何とか景気をよくしてもらえないかと、こういう声が大変ちまたにあふれたわけでありまして。

その意味で、私も、今、政治改革特別委員会を議論をしていますが、私は何よりもこの政治改革法案を早急に仕上げて、そして経済政策に、不況対策に全力を挙げるといふ考え方を保持しているわけでありまして、改めて総理の御意見を伺いたいわけでありまして。

その際、ポイントを絞らせていただきます。所得税減税という問題について今いろいろ議論されているわけですが、私は所得税減税が不可欠だと思つたし、何よりもこの所得税減税に付加して、消費面で、今一番私たちの身の回りを回して見ましても、住宅という問題が非常に

は障害者の人たちの住宅とか、そういう面で、住宅に対する税制や金融の措置あるいは規制緩和、こういったものと合わせて、私は景気刺激政策として所得税減税とあわせて進めるべきだと思つておりますが、その点について細川総理の御所見を伺いたいと思つた。

○国務大臣(細川護国公) 現下の経済の状況につきましましては大変懸念をしております。先行きの不透明感というものが一刻も早く払拭されて経済社会の活力が出てまいりますように、政府としても何回かの経済対策などを講じて全力を尽くして取り組んできたところでございまして、今後十五カ月間の切れない景気に配慮した予算を組むことによつて、少しでも景気に曙光が見えてくるようにさらに全力を尽くしてまいりたいと思つております。

税制の問題につきましましては、所得税減税あるいは住宅等に関する税制のあり方につきましても、今政府・与党の経済問題協議会で御議論をいただいているところでございまして、その協議の場におきましてできるだけ早急に詰めていただきたいということをお願いをいたしているところでございまして。

税制以外の問題につきましましては、特に規制の問題などにつきまして、従来のようにただ規制の項目を減らしていくということではなくて、できる限りターゲットを絞つて、一万一千件の規制を十年間で半減しますとかいったような切り方ではなくて、第一弾として住宅に係る規制をやつていくとか、第二弾としては、では流通をやるのかとかあるいは通信とかそういったようなものをやるのかとか、とにかくできる限り即効的に景気に結びつくような規制のあり方について切り込んでいきたいということ、昨年末に明らかにいたしました幾つかの経済対策の中でも、特にその中では住宅などについても触れたわけでございまして、それが具体的に進んでまいりますようにできるだけ早く行革推進本部などにおきまして詰めてまいり

たいというふうに思っております。

○峰崎直樹君 きょうは経済の問題を中心的に話をする場ではありませんから余り多くの時間を割けないんですが、その際、今申し上げました与党の経済対策会議、こういった場でも恐らく議論されるんだらうと思うんですが、私は、今日のよう不況下においては消費税の引き上げという問題、消費税というのは個人的にはこれからの高齢化社会の中で制度自体も直していかなきゃいけない、そして高齢化社会を目指した税制としてぜひともこれは検討していかなきゃいけない問題だというふうには自覚をしていますが、しかし、今こういう状況の中でその税率をアップするとかそういうことについては非常にまずいんじゃないか、これは意見でございますから、一言申し上げておきたいと思ひます。

私も社会党の中にも税調をつくりまして、私も個人的にはその中である程度仕事をさせていたいただきましたけれども、当面はやはりつなぎの短期の国債を発行してこの財源を賄うべきではないか。大蔵大臣もいらっしゃいますけれども、財政論争をするつもりはないのであります。大蔵省出身のある学者の方は、赤字国債を発行する、あるいは建設国債もそうなんですが、これは夫婦間の金の貸し借りみたいなものだ、こういうような指摘をされる学者も複数いらっしゃるわけでありまして、財政の健全化ということを上目的にする余り、やはり景気というものは生き物、これを殺してはならないんじゃないか、このことだけ意見を申し上げさせていただきたいというふうに思ひます。

さて、今回提出されております政治改革法案でございます。

何度も答弁をされたと思いますが、細川総理大臣に改めてこの政治改革法案というもののねらいというものをいま一度明らかにしていただきたいというふうに思ひます。

○国務大臣(細川護国公) 四法案を一括して出させていただいているわけですが、政治に

対する国民の信頼を回復するために、政治と金にまつわる問題を改善していくための罰則の強化、あるいは透明性などを確保するための法案、あるいはまた個人本位の利益誘導型の政治に陥つてしまふというそういう点を是正していくための選挙制度のシステムの問題、できる限り総合的に改善をしていかなければならないという観点から今の法案を提出させていただいているわけでございます。現状というものを変えていくことができるというふうには確信をいたしております。

政治に対する国民の信頼が取り戻されない限りあらゆる対策を機動的に適切に講じていくということではできないわけでありまして、そうした意味でも、先ほどもお話しがございました当面の経済情勢などに対する対策というものももちろん一生懸命やっておりますけれども、また現実にはそのつもりで対策を講じているわけでございますが、何よりも基本はこの政治の基本的な枠組みというものを国民から信頼されるものに変えていくということが大前提であるというふうに考えているところでございます。

○峰崎直樹君 衆議院段階で、総理はたしか、私の目指すところは健全な多党制である、こういう形でこれから政界の再編の動きを答弁なさっておりますが、先日、ある新聞とだけしか申し上げておきませんが、どうも総理は健全な多党制というもののから一歩離れられて二大政党制に近い考え方をとられるようになったのではないかと、報道機関の一方的な報道かもしれないんですが、もし考え方が大きく変わられたのであれば、その点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(細川護国公) 全く変わっております。健全な多党制という考え方、そういう方向になつていくであらうという見通しを以前に申し上げたわけですが、その考え方は今も全く変わっていないところでございます。

ではないかと考えている一人でございますので、これからはぜひその方向で頑張っていきたいと思ひております。

さて、視点を国際的な視野にまで少し広げさせていただきますというふうに思ひます。

まず第一に、昨年十二月だったと思いますが、ロシアにおいて連邦議会選挙、議会議員の選挙が行われた。私びっくりいたしましたのは、自由民主党という、日本にも同じ名前の政党がございまして、その政党が比例代表でたしか二五%近い得票をとって第一位であつたという。しかし、その党首が何を話をしていくかという、かつての帝政ロシアの時代の領土の復活、あるいは原爆を使うとか、さまざまな発言を聞いておりますと大変不気味な存在として浮かび上がったように思ひます。

この国際的な大変大きな脅威と思われるロシアの動きに対して、総理、どのように考えておられるか、もし御意見があればお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(細川護国公) 冷戦構造が崩壊をして民主主義の新しい形、姿というものがもう少し成熟をした形で求められているということなのかと思ひますが、世界の中でも幾つかの国で、今お話しがございましたようなネオファシストと言われようような政党が出てきつたということは大変憂慮すべきことだと私自身受けとめております。

今お話ししたロシアにおきましても大変過激な発言をなすっておられる人がおられるわけですが、それは恐らくロシア国民の総意を示したものではありません。確かに二五%の得票は得ているということでございますが、本当にそれがこれから伸びていくものであるかどうかということについては、そのような傾向が伸びていくかどうかということについては、私は、そういう形にはなっていないのではないか、そういう願いを強く持っているところでございます。

○峰崎直樹君 総理、ロシアのことだけではなくて、世界的にも、今御指摘ありましたように、例

えばイタリアではたしかムッソリーニのお孫さんが出たとか、あるいはドイツではスキンヘッドの集団が出てくるだとか、私たちがすると、戦前のファシズムとまでは言いませんが、大変憂慮すべき事態が単にロシアだけではなくて国際的にも起きてくるような気がするんです。

実は私は、昨年の五月に参議院の法務委員会では、当時の後藤田法務大臣にお伺いをいたしました。後藤田法務大臣は今回の政治改革が実現をしなければ地獄を見る、こういう発言をされておりましたので、その真意をお聞きいたしました。今そのときの議事録を持っております。今そのものが、明らかに議会制民主主義と言われているものが、先ほど総理がおっしゃいましたように信頼感を失つてきている、そのことから、こういう政治改革というものが実現をしなければ、政治腐敗、汚職の、金権腐敗体質の、自民党だけではなくて日本の政治全体が大変な危機的な状況に陥るということを心配された発言だったと思うのであります。

その意味で、私は、今回の政治改革法案、内容的な問題については後で述べますが、細かい点はたくさんいろいろある、もつと変えてもらいたいような点もたくさんあるかもしれない、しかしこの細川内閣でもつてこの政治改革法案をどうしてもやはり実現をしなければ、後藤田前法務大臣の言葉ではありませんが、地獄を見るのが日本においてではないだろうか、そういう危険というものを私は非常に感じていて一人である、このことを私、答弁は要りませんが、申し上げておきたいというふうに思ひます。

さて、そういう中で、今、政治改革四法案が出されているわけですが、本当に求められているものは何なんだろうか。先ほど総理は政治腐敗の問題を指摘されました。私も、昨今のゼネコン疑惑も含めて本当にこの政治腐敗を一掃しなきゃいけない、今度の法案でもできる限りそのことの実現を図っていかなきゃいけない、この気持ちには人一倍強いのでありますが、私、少しく考

えてみるとこういう問題が起きてくる背景というものとは一体何なんだろうかな、こういうことについて少し御意見を伺いしてみたいわけでありまして。

腐敗が起きてくる原因は何だ、いや、中選挙区制にあるというふうによく、これは、今、羽田外務大臣がなすいていらつしやるんですが、私も確かにその中選挙区制と言われているものにも原因があるというふうには思うのであります。

しかし、それだけなんだろうかということを考えてみたときに、我々、政界あるいは政治家というのは競争しております、政界間競争をやっております、あるいは政治家の間の競争をやっておりますが、その競争というのは、かつては政策によって争われる、またこれからも争われるべきだと思います。

しかし、どうもこの政界間の政策の距離というもののが非常に縮まってきているんじゃないのか。社会党も連立与党に入ったことに伴ってさまざまな毀譽褒貶をよく受けるわけでありまして、しかし、いろいろ勉強させてもらう。そして、政権与党へ入ってみると、ああ、なるほど、こんなことが大切なんだなということ勉強する。そして、いろんな政策についても、やはり与党になつてみると実現のできないことはなかなかそれは言うものではないということも勉強するわけでありまして。しかし理想は持つていかなくはいけません。そういう意味でのいわゆる政界間の距離というもののが私は徐々に縮まってきている、そういうふうには思います。

その意味で、私自身この政治腐敗が起きてきている原因という問題についてはいろいろ多面的に考えてみる必要があるんじゃないのかなというふうな考えているんですが、この点ちよつと、事前通告していませんが、羽田外相、よく中選挙区制の矛盾ということをおっしゃられるんですが、少し意見を伺おかせ願いたいと思います。

○国務大臣(羽田孜君) お答え申し上げます。まず、今お話しがあった中で私がうなずいてお

りましたのは、やっぱり中選挙区制というのは一番もとにあるんじゃないのかということが御指摘あったときに実はうなずいたわけなんです。というのは、これはほかの政党の場合にあるいはそういうことが合致しないのかもしれないんです。

というのは、私は自民党におつた人間であります、自民党にありまして衆議院の選挙、これはやっぱり複数が立候補しないと政権がとれない、安定した政権がつかれないということでありまして、から、複数が公認になります。三区で例えば二人公認になる。これは当たり前でしようけれども、そのほかにも無所属で何人か立候補される。三区の選挙区でありながら保守系あるいは自民党系という人が四人も五人も実は立候補するということになります、もうともかく党の中ですからそんなに政策の争いはない。

ということになると、サービス。サービスをよくするためにできるだけ事務所を幾つもつくらなければいけない。そして、片一方が二つ事務所をつくる、こちらは三つ、こちらが三つつくとこつちは四つというので、多いところなんか十カ所も事務所を持つてゐる。しかも、秘書さんと言われる人の数が四十人もいるなどということがありまして、さてその人が一期生、二期生の人の場合はどうやってこの資金を集めるのかと実は思わされたことがあります。

私自身は一つだけでやっておるんですけども、だんだん若い人になればなるほどそうなつてくる。ですから、一つの政党の中で複数を当選させる、しかも無所属で当選した人が自民党にまた入つてきてしまふということになるわけですね。ですから、そういうところによつて無理なお金がかかる。

よくお金のことを、個人ですとかあるいは倫理観ということを言われるんですけれども、どうも政治の中にはいろんな言葉がありまして、水清ければ魚すまずなんて言葉ですとか、あるいは、猿は木から落ちてでも猿であるけれども議員は選挙で

落ちたらただの人ですとか、あるいは、清濁相あわせのむとか、ともかくいろんな言葉を先輩たちがつくりまして、倫理観というものを乗り越えるようなことをさせてしまつておるといふのがあると思います。

ただ、問題になっている一人一人を見ましても、ただ蓄財ということよりは、むしろそういった自分たちでつくり上げた選挙の中で金をどうしても必要とする。それを準備するために、何というんですかね、お金がかかる。ですから、何といつても腐敗防止法ですとかそういったものも私は大事だと思ひますが、しかし、それをやりましたも、やっぱりこの根っこにある選挙制度を変えないと、中選挙区というこの制度を変えないと、私は本当の、何というんですか、お金のかけない政治というのは実現できないかな。

英国の場合も腐敗防止法をやりましたがすぐ追いつけて選挙制度をやつた、そして今日そういうことが指摘されないようになったということ、私は何回も英国、あるいはそのほかの国、ニュージーランドなんかに行きましても英国の制度を勉強した連中からそのことを聞かされたものでありまして、やっぱり根っこを断ち切ることが大事だろうというふうには思つております。

○峰崎直樹君 選挙制度の問題にもう突然入つちやつたわけですが、今、羽田外務大臣のお話を聞いていてなるほどとなくとも私もあるんです。

ただ、中選挙区制を今回の小選挙区比例代表並立制に変えればそのような弊害が直ちになくなるというふうには恐らく外務大臣もおっしゃつていないと思ひます。私は、その意味で、今回のこの政治改革法案は冒頭申し上げましたように何とんでも実現しなければならぬ、しかし、どうも政治改革と言われているものについてのポイントになるほどこれもそうかもしれないけれども、もつとやはり大きな問題が潜んでいるんじゃないかなという感じが最近ではしているわけです。

議院選挙も投票率が非常に低うございました。私は、ここに資料を持っていますのでありますが、ロンドン・エコノミストが、これはもちろん和訳してあるものでございますが、ちょうど去年の今ごろ、十二月の終わりに一月の最初だったと思ひます。何も日本がただ単に投票率が低いわけではない。日本だけが腐敗しているわけではない。あるいは野党もだらしのないわけではない。これを見ますと、「政治に冷たい先進国有権者」と、こう書いてある。軒並み投票率が下がっている。

実は、昨年の七月に行われた総選挙を暗示するかのよう、政治に対して有権者というのはいかに衰退し、単一問題に取り組みする団体が台頭してきた。かつてないほど出しゃばりな報道機関、ちよつと後ろにもおられますけれども、あのテレビ朝日報道などもありましたけれども、それと「教育水準の高い有権者」、この人たちが政治家や政党の言つてゐることに今までのように盲従しなくなつた、冷静に見ている、あるいはゲームとして楽しむようになった。まあゲームとして楽しむとは言つていませんが、私はそういうふうに見ている有権者がいるんじゃないかと思ひます。

そういうことをこのロンドン・エコノミストを読みながら、ううんこれは、と思つて、今度は昨年の衆議院選挙を見たら、実はこれまで投票率が非常に低い。あれだけ自由民主党が分裂をして政権から落ちるかもしれない、政権交代があるかもしれないということ、まさかその投票率がこんなに下がると思ひなかつたんですね。

これは、今、一例でございますが、それだけではなくて、どうもその政治腐敗を一掃するために選挙制度を変えなければいけない、腐敗を一掃しなければいけないというこれも一つの大きな課題だし、今回はやらなくはいけません。しかし、もう一つ大きい問題は、このような状態に陥つていく先進国の民主主義というものが一体どういう状態

に陥っているんだらうかなということを私は考えてみるんじやないかなと。

とすると、ここから先は私の一方的な判断なのかもしれないが、これまでの日本の政治や経済のシステムというのは、なるほどうまくいっている。人によっては経済のシステムは一九四〇年体制だ、こういうふうにする。四〇年代に日銀法ができる、借地・借家法ができる、あるいは今問題になっている食糧法もできてる、それがうまくいったけれども、先進国に追いついてみたらこれを追いつけやいけない、こういうふうにする人もある。あるいは一九六〇年体制というふうにする政治学者もいる。いろんな諸説さまざまなんです。が、今までの政治や経済のシステムはなるほど先進国に追いつけ越えてうまくいっているけれども、それでもこれからの日本の政治を考えたときには、それでは決定的に足りなくなっています。そして、何が一番足りなくなってきたのかというと、国際社会に対して日本がどのように貢献したのかという点について、メッセーを日本が作り得ていないんじゃないか、このことを実は私自身いろんなものを読むにつけ痛感したわけでありまして。

自由民主党の方がおられればこそを本当にきちつと朗読をしてあげれば一番いいし、またこれは私どもの社会党にとっても勉強しなきゃいけない点なんです。日本経済新聞の十二月二十日付の「日本のリストラ」、この中で立教大学の北岡伸一さんという方が外交問題を論じておられます。私もかねてからいろんな本を読んでは共鳴している点がたくさんある方でございます。

この方が何と言っているかというと、外交はこれから大変重要になってくる。「日本の国会審議ほど世界の常識から外れたものも少ない」、「国会では、政府の提案に欠点がないかどうか審議されるだけである」、「このような審議形態は、五五年体制で成立したものである。社会党は現実的な実行可能性のある対案なしに政府を批判し」、「必ずしもそうでなかったんではないかとい

うちよつと内心いろいろありますが、そういう指摘を受けている。そして、「政府の方は、ひたすら穩便に切り抜けようとした。そのような「専守防衛」の国会審議に熟達した人物が、国際舞台の競争で勝てるはずがない」。外務大臣はもうこんな熟達どころかもうと本当に大活躍をしていただいているんだらうと思うんですが、「この仕組みが、自民党が野党となった今も続いている。中西防衛庁長官の憲法見直し発言を自民党が批判した時、自民党は改憲を党是としていたのではないかと、自民党が提起されるべきだった。コメの部分開放に自民党から内閣不信任という声があるが、自民党に現政府案以外の方法があるのだから。さらに、現在の政治改革法案は、もともと海部・宮沢両内閣で自民党が準備した案と大差はない。つまり、自民党は自ら行う可能性の高い案を批判したり、自ら実行する意思のない案によって政府を批判したりしている。これではかつての社会党と同じである。ここがちゃんと私もつらいところなんです。ここから先が重要なんです。「日本の国会での発言は、今ではメディアを通じて世界の多くの人々に聞かれています」、「このことを忘れてはいけません。と同時に、「議会の審議は、自ら実行する意思のある政策によって相手を批判することではいけない」。

私はこの北岡さんのあれを読みながら、今私たちが一番改革をしなきゃいけない問題というのはここから始まるんじゃないのかな。つまり、国会で国会議員として政府側の大臣の皆さん方との間の論戦というものを本当にやり遂げていかなければいけないのか、こういうことを教えてくれているような気がするんです。

ということとは、日本の政治というのは、従来、国際社会に対してどう対応したらいいかというところの輸入に非常に弱かったんじゃないのか、私はこういう感想を持っていますが、この点、総理がよろしいでしょうか、それとも外務大臣がよろしいのか、あるいは政治改革担当大臣か、どなたか一

人で結構でございますので、ちよつとお答えいたしたいと思ひます。

○国務大臣(羽田孜) 今御指摘いただきましたことは、本当に全く私もそのとおりだと思うんです。

これはちよつと制度に入ることをお許しいただきたいんです。さつき金と腐敗のことで申し上げたんですけれども、私自身も二十何年間この国会にありまして思うことは、それぞれの立場の人たちが本当にこれをするんだぞということでは本格的に議論しているんだらうかということ。例えばPKOの議論をいたしたときにも、かつて消費税の議論をいたしたときにも、あるいはガットの問題にいたしたときにも、真つ正面からこうなつたときにこうなるんだという議論が本当に国会の場でなされていくんだらうか。これが実は、残念ですけどもなされておらない。それが、うっかり例えば大臣なんかがそのように答弁いたしますと、そのつもので答弁いたしますと、すぐとめられてしまふ。私自身、お米の問題について、かつてあれは大蔵大臣でしたか農林大臣のときに答えましたときに、百十何カ国でも議論している、日本の一品目だけが何にも傷つけないで許されるんだらうかというのを言いましたら、その答弁について、少し変えてもらわなかつたらだめだと言われてしまふ。これでは本当にどうにもならぬ。それと、先ほどもちよつとお話ししたんですけれども、例えば参考人あるいは公述人を呼んで公聴会なんかをやります。しかし、日本の場合にはこれは全部手続なんです。結果はいつも決まっちゃっているわけなんです。イエスかノーか、必ず大体もう結果が決まっちゃっている。参考人の方は一応お呼びするけれども、参考人の方をお呼びすることによって法案の内容が変わるとかなんとかはないですね。よその国の場合ですと、参考人をお呼びする、そしてその意見を聞きながら法律の内容を変えて、そして与野党で話し合つて合意をつくり出していく。これが本来の国会だと思ふんです。そういうものがない。

私はこのことを、もう一度申し上げたいのは、お金と腐敗の問題、政治家の問題だけではなくて、複選選ばれる選挙制度というのは、どうもきついなことをだれも言わないのにおれだけ言つたら損だということをやめてしまふ、これが選挙のときだけではなくて議会の中でもそうであつたということは今改めて実は思ひ起こします。

そんな意味で、私もやっぱり本当に議論ができる国会、そしてその国会の審議の中から物が生まれていく、そういうものにしなければ日本の民主主義というのは本物じゃない、私はそんなふう

に思っております。

○峰崎直樹君 総論的な話よりも、今度は少し各論に入らせていただきたいと思ひます。

選挙制度の中身の問題に入らせていただきたいんですが、もう時間がありませんので、どうしても言いたい順番から発言をしたいというか、政府側の答弁をいただきたいところから進めたいと思ふんです。

実は、私が出た選挙のときにアイヌ民族の代表者を社会党の比例代表区で第十一番という、残念ながら第十番までしか我が党は力なくて当選できなかったんですが、この少数民族代表といふことが先住民族の代表といふものを国政の場に反映するといふことが何とかならないものだろうか、制度的にできないものだろうか。この点、実は私も今から三年前、明けたので四年前にニュージーランドに出向いたことがございます。そこではマオリ族という先住民の方に議席が与えられておりました。こういうようなことは衆議院では恐らくなかなか大変なこともしませんが、参議院の選挙制度といふような中で職能代表といふようなことが一つ議論された経過もあるやに聞いておりますので、この点については、可能性といふんですか、議論をするという点について、一体どうなんだろうか。この点、山花大臣あるいは佐藤大臣か、ぜひひとつお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(山花貞夫君) 二院制度を持つ我が国における参議院のあり方にかかわる問題提起だと

伺っておった次第です。

御指摘のとおり、私も委員長当時でしたけれども、そうしたお声というものを尊重して比例代表の名簿に掲載をした、残念ながら今お話しの結果ということになっておりますけれども、そうした声が大変強かったということを受けとめたものであつたことを思い起こしております。

ただ憲法とかかわりにおきましては、憲法十四條、四十三條、とりわけ四十四條とかかわりにおきまして、大要そこで議論が難しいのではなからうか、こういうように考えているところでございます。しかし、そうした御主張、御意見程というものが盛り上がる中で、各政党のそれぞれの主體的な自主的な判断というものが御主張を生かすようなこともあるのではなからうか、こういうように考えているところでございます。

○峰崎直樹君 この問題は大変難しい問題だといふふうには存じておりますが、何とか国際社会の中で、日本という国が人権問題、あるいはこういう少数な先住民族の方々の権利の保障という点で一步前の姿勢が出せるように我々自身もまた知恵を出してみたいなと、こう思っているところでございます。

さて、実は、私また新聞の報道を引いて恐縮な
んですが、一月四日付の毎日新聞の冒頭に、「並
立制比例代表選挙で修正案 当選者、県単位で
政党の得票集計「全国」のまま」、そしていわゆ
る阻止条項を得票率の三％から二％に緩和する
と。

私も阻止条項の問題について、三％というの
きつかなという感じは持っていましたけれど
も、この新聞報道、「政府・与党検討」となっ
ていますけれども、この点について検討されて
いるのかどうなのか。そして、検討されてい
ないのかかわらず、この新聞内容の評価につ
いてはどのように考えておられるのか、お聞
きたいと思っています。

○國務大臣(佐藤觀樹君) 私も一月四日の朝、毎日新聞を見てびっくりしたぐらいですから、政府

の中では検討はされておられません。

ただ、今日までの衆議院、参議院におきます議論を通じていろいろとそういう御意見があった、あるいは昨年、たしか民社党案はそういう考えに非常に近い、あるいはドイツでやっております併用制なんかも考え方としては非常に共通したものがあるわけでございます。したがって、政府として検討していないので評価として物を申し上げるのはまことに答えにくいわけでございますが、その毎日新聞に報道されているのは細部はちよつとわかりませんので必ずしも正確じゃないかもしれませんが、ただ、そのやり方をしますと、小さな県は恐らくほとんど当選者を出し得ないであろうということが推測されると私は個人的に考えております。

○峰崎樹君 根幹の修正問題という大変大きい問題でございますので、ひとつその修正ということに当たって、私は、最終的にこれを成立させるるためのいろんな論議があつて、最後の決着の場合に妥協をしないということを言っているわけじゃありませんが、ひとつこの点はぜひ慎重に扱つていただきたいと思います。

・さてもう本当に時間がありませんので事前通告していた内容を少し制愛させていただかなきゃいけないと思うんですが、先ほどの羽田外務大臣からありました、中選挙区制から選挙制度を変えて小選挙区比例代表並立制に持っていったとき、どうしても私どもが心配をするというか、あるいはこの点を変えなきゃいけないんじゃないのか、ということふうに思っている点がございます。

先ほど私、与野党といいますか、各政党間の政策上の距離が非常に短くなっていると申しました。これでいいわけではないと思っているんです。いいわけはないというのは、政策が縮まったことを言っているんじゃないくて、政党は国民に対してある意味で私たちはこのような社会をつくるべきじゃないのかというビジョン、これはやはりしっかりと示していく必要があるんじゃないのか、こう思っているわけです。

そういうものをつくっていくときに、実は与党

と野党、特に自由民主党が三十八年間の政権にあつたときの与党と野党との間では、余りにも情報ギャップがあり過ぎたのではないのか。つまり、与党であるがゆえに膨大な官僚機構、優秀な官僚機構の方々の情報が使えぬ。それに対して、野党側はシャドーキャビネットをつくつたけれどもできない。私は、こういうことについてイコ

ルフッティングでなきゃいけないんじゃないか。そしてその際に、今、行政府と立法府との、政治と行政との関係の中でいろんなアイデアが出さされているんですけども、今たしか連立与党の中では、副大臣を置く、あるいは政務参事官を置くというふうな構想も議論されているやに聞きますが、このことは是非もちろんあるのであります

が、イギリスにおいてジャーナル・オブ・ロースや、イギリスの法律家に対する情報提供はどうなっているんだらう、あるいは、私も十分存じているわけではありませんが、ドイツでは、各野党、与党を問わず政策審議会に官僚の方々が出向されたりして、そして法案作成を手伝っているというようなことも聞いているわけですが、その意味で私はこの機会にこれはこれからの大きな課題だと思うのであります。

そういう政策形成能力というものを個々の国会議員やあるいは政党というものがしっかり持つ必要があるんじゃないか。このことについて、担当大臣、もし御意見がありましたらお聞きたいと思います。

○國務大臣(佐藤觀樹君) 私も、衆議院におりま
すときに全く同じ認識を持ったわけでございま
す。

そこで私は、衆議院でも例えば法制局の強化をしなければ、やっぱり行政府の方がたくさんいるわけですから、法制局の強化もしなければならぬということも国会改革の中で申し上げたことがございいますし、何といっても政党自身が政策形成能力を持つためには、シャドーキャビネットも大車でございますし、またシンクタンクというものもな

充實をしていくということは非常に重要なことで

はないか。そのために今度政党政助成法等があるわけでございますので、それはどのように使うかは政党政の御自由でございますけれども、やはり政党政本位ということになっていけばシンクタンクというものを充実していくということも非常に重要になってくるんじゃないだろうか。私は認識全く一致をしております。

○峰崎直樹君 最後にといいますか、もう残された時間がありますので、政治家とお金の関係について少し触れてみたいと思うわけであります。

最初に、企業の団体献金というものがある意味ではこれからは個人には許さない、政党に許す。その際の根拠として、政党の資金団体、そこに入つてしまうと議員個人と出す側の企業との間の癒着

関係が絶たれる、こういう話だったんです。

ところが、十二月三十一日、これ同じく毎日新聞ですが、「ひも付き献金三割前後 国民政治協約会約束通り特定自民議員へ 規正法の枠クリア」
こう書いてあります。これが正しいかどうかわかりませんが、現在提案されている法案の中で非常に大きな改革の一つだと言われているこの国民政治協会を通すようなそういういわゆる政治資金のあり方というものの、これが報道されているとおり

である。すれば、一体私たちは今議論を進めていくことについてどう理解をしたらいんだらうと云うか。その点について政党支部をたくさんつくるというふうな抜け道の話がありましたけれども、これも一つの抜け道としてどのようにふさいだらう

いのかという点について、やはり企業献金を禁
止する以外にないんじゃないのかというふうに使
うんですが、この点どうでしょうか。

○国務大臣(山花貞夫君) 今御指摘の新聞報道にある政治資金団体は、政党のために資金上の援助をすることを目的とする団体として一政党について一つ指定することができ、こういう立法の経過がございます。そして、それは一体のものとさえられているところです。

今御指摘のような抜け道ではないか等々の問

をも含めまして、それは企業団体献金をすべて即時全面禁止というところまで踏み込んだ場合には御懸念の問題については解決するわけでありませうけれども、今回は半歩踏み出すと申しますか、とにかく腐敗の温床となつておつた企業団体献金が個人の政治家に行くのをやめる、即時全面やめる、その意味でも半歩といつても大きな前進である、こういうふうに考へて提案しているところでございます。

三番目に、そこで政党について性善説に立つのか性悪説に立つのか、この議論も絡んでくると思ひますけれども、政党は本来信用するということからスタートしなければ立法は現実にはできません。ということでは、すべてオープンにするということの中でこうした問題について国民の批判の対象にさらすということが今回の法律の提案の内容となつていゝところでございます。

○峰崎直樹君 しかし、本当に性善説に立ちたいとは思ふんですが、こういう事態は、これが事実かどうかまだ報道ですからわかりませんけれども、本当に残念だなどというふうに思ひます。私たちがとしては、やっぱり企業献金というのは廃止すべきではないか。

その第二番目に、私が企業献金を廃止すべきだといふ根拠に、昨年商法を改正いたしました。株主の利益擁護という観点で代表訴訟制度というのが非常にやりやすくなりました。そして、何よりも今、株式市場というのは国際化をしてきております。だとすると、日本の株主総会、これとは比べ物にならないくらい諸外国の株主というのは自分たちの利益がどうなるのかということについては非常に注目をしていると思ふんです。そうすると、外国人株主もふえてきた中で、例えばドイツの場合は監査役会がこの問題については承認を得ないといけない、あるいはイギリスでも株主が一定程度説明しないといけない、こういうような状況の中で、今後の企業献金を取り巻いている環境というのはかつての八幡製鉄の最高裁判決が出されたときの状況とは大きく変わつてきているん

じゃないのか。

この点についてもし担当大臣何か意見があればお聞きしたいと思ひます、そういうことについての評価を。

○国務大臣(佐藤観樹君) 八幡判決の当時比べましてまことに金の動きが大きくなつてゐる。そういう意味では、今、政治改革のこの法案を通していただいて、企業・団体献金というものを原則禁止する、政党のみに限るということに大きく踏み出さなさいかぬと思つてゐるわけでありま

す。ただ、峰崎委員御指摘のように、ひとつ商法の中で企業献金というものをあらかじめ国民の目にわかるようにしたらどうかという御提案だとするならば、御承知のように、現行商法では株主総会の決議事項を法律に定めた事項に限つて書くといふことになつておられますので、なかなかそれは難しい。もつとも、あらかじめその会社が定款で書いておいて、そして企業献金をこうしますということを決めておけば、それは法定事項以外の事項をも総会の権限に属させることは可能でありますので、できないことではありませんけれども、果たして会社そのものがそこまで本心に踏み切るかどうかにかかつていゝというふうに考へてお

○峰崎直樹君 もう時間がありませんので、最後に選挙運動のあり方の問題についてちょっと。

これは後でまた同僚議員からいろいろの角度から質問があるかと思ひますが、今回どうも政党選挙というものに非常に力が入られてゐる。例えば、テレビで私どもが個人で候補者として政見放送ができた。ところが、これができない。今回はそれがなくなつてゐる。あるいは政党は政治活動でなく選挙活動ができるというようにも出されてお

○国務大臣(佐藤観樹君) 経過的には細川内閣が成立するときのいわば提案ということになるわけでありまして、私たちがこれを自信を持って提案しておりますのは、先生今お話しのように、民意の反映といふものと政権の選択といふものを同時に同数にすることが両方の意義といふものを相互補完的にすることになるということ二百五十、

んじやないか。もちろん政党政治がないわけじゃありませんけれども、全くなくなると言つてゐるんじやないんです、そういう点で、この選挙運動のあり方について非常な疑問を持つてゐるということも申し上げて、これは答弁は要りませんので、ひとつそういうことについてこれから引き続き議論をしていきたいと思います。(拍手)

○猪熊重三君 私は、今回の政治改革四法案のうち、公職選挙法の改正案について三點ほどお伺いしたいと思ひます。

まず第一の問題点は、小選挙区と比例代表のそれぞれの定数の問題について初めに伺いたいと思ひます。

御承知のとおり、今回の公職選挙法改正案は、衆議院議員選挙に關して小選挙区と比例代表の併用ということになつておるわけです。政府の方でたびたび御説明ありますように、小選挙区の方は民意の集約、比例代表選挙の方は民意の反映といふことで、これを組み合わせると何となくまい選挙制度をつくりたいといふことで、私もその考え方は非常に現状において妥当なものだといふふうに考へます。ただ、この小選挙区と比例代表といふものを二つ並べた場合にも、その選挙人の数とり方いかんによつてはこの制度といふものが余りうまく作用しないんじやなからうかといふところが問題であります。

まず自治大臣に、政府の原案においてこの比例選挙区部分と小選挙区部分をそれぞれ二百五十人といふふうに決めたことの根拠といふか意義といふか、それについて伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤観樹君) 経過的には細川内閣が成立するときのいわば提案ということになるわけでありまして、私たちがこれを自信を持って提案しておりますのは、先生今お話しのように、民意の反映といふものと政権の選択といふものを同時に同数にすることが両方の意義といふものを相互補完的にすることになるということ二百五十、

二百五十といふことに提案をさせていただいた次第でございます。

○猪熊重三君 私も本当にそのとおりだと思ふ。といふのは、いろんな考え方があつて、全部を小選挙区がいゝといふ考え方が一方に現にあるわけです。宮澤内閣のときは全部を小選挙区にしやう、こうしたんですから。それから、片方の考え方として全部を比例代表にしやう、こういう考え方があつたわけです。どっちがいいかといふのは、じゃんけんを決めるわけにはいかない、それぞれこつちがいい、こつちがいいと言つてゐるわけですから。そうしたら、それぞれの意見を何とかうまくあいに折り合つて二百五十と二百五十によつて両方の意見をうまくあいにバランスとつたといふことで、私は二百五十、二百五十といふのは非常に妥協的な数字だと思つてゐるわけですが、そして今自治大臣からもそのようなお答えがあつたわけです。

ところで、この各二百五十人といふ数は、衆議院において比例選挙の方が二百二十六人、小選挙区の方が二百七十四人に修正されたわけですが、この修正について、政府としての見解はいかがなんでしょうか。

○国務大臣(山花貞夫君) かねてから、衆議院の委員会に臨みまして、政府としてはベストと思つて提案しておりますけれども、国会の御議論は尊重させていただきます、こういう姿勢で臨んでまいりました。今回、今御指摘の点が修正されたわけですが、私、今回の配分によりましてそれだけの制度の特徴といふものは生かされてゐるのではないかと考へてゐる、こういうふうに考へてゐるところでございます。

○猪熊重三君 政府としてはそう言つてもらわれないとちょっと困るんだからそれはそれでいいんですが、いずれにせよ、これ以上またこの数値を変更することの妥当性といふことについて私は伺つておきたいんです。

というのは、御承知のとおり、第八次選挙制度審議会は比例代表を四〇%、小選挙区を六〇%と

答申したわけです。しかし、これでは先ほど申し上げたように民意の反映という点において非常に比率が少な過ぎる、そう私は考えます。

ところで、この両方の定数に關して、衆議院では否決されたわけですが、自由民主党の案では比例代表選挙の方が百七十一人、小選挙区選挙の方が三百人、この比率は八次審の四〇%、六〇%に対して比例代表の方がさらに四〇%より下がって三六・三%、小選挙区の方が八次審の六〇%をさらに超えて六三・七%、こうなっている。

これは否決されたんで結構な話なんです、いずれにせよ、こういうふうな八次審の比率でも比例代表が軽視されているという状況で、これを今後さらに修正するというふうなことはあるべきではないと私は考えますが、この二百五十、二百五十が二百二十六、二百七十四とさらに比例代表部分を少なくしていくような修正というものについてもいろいろ国会審議等であるとした場合に、政府としてどのようなお考えをお持ちでしょうか。総理なり自治大臣の御意見を伺いたいと思います。

○国務大臣(佐藤観樹) 先生御指摘のように、比例代表の方の数をどんどん減らしてまいりますと、比例代表の一議席当たりの有権者数あるいは投票者数というものが非常に大きくなってきて、逆に言えば比例代表の役目がだんだん薄くなっていくことになるわけでございます。

しかし、衆議院で御承知のように修正がなされたわけでございますし、そこには地方への配慮ということがなされたんだと私たちは理解をしております。その面では衆議院で修正されたということにはそれなりの地方への配慮ということがかなりなされたのではないかと、もう一つに私たちとしては受け取っておりますが、もとより参議院におきまして審議をされておることでございますので、その審議の結果ということにつきましては私たちは十分考慮していかなくやならぬというのが政府の立場でございます。

○猪熊重二君 政府としてお答えするのは非常に

答えていくことは私もわかってるんです。というのは、それを修正するかせぬかは国会の問題だということ、国会の方でやりになることだから私の方でいろいろあやういわけにはいかぬという立場が基本的にあることはわかるんですが、しかし、せっかく政府も二百五十、二百五十の案を出したんですから、何とか二百五十、二百五十にした制度の趣旨というものが貫けるように頑張りたいというぐらゐのことを言ってもらわぬと、じゃ国会が決まればどうでもいいのかということ、じゃ政府提案してちよつと格好もつかぬ。私は、ともかく現在のような多様な国民の意識のもとにおいては比例代表という形が一番選挙制度としていいんじゃないかというふうに自分で思うものだから、これ以上比例代表が小さくされたら困ると思うものだから今申し上げているわけなんです。

次に、二番目の問題としては比例選挙の選挙単位の問題について伺いたいんです。

政府案は比例代表の選挙単位を全国としておるわけ、私は比例代表の選挙単位を全国とするということ、先ほど申し上げましたように、現在の国民の多様な価値観を全国的な規模で議席数に反映させるという観点からも、また国会議員が全国民を代表する議員であるという点から考えてみても、やはり全国単位というのが一番妥当であるし、そうでないやうなところもあるんです。

ところが、選挙単位についてもあつたといふいろいろな意見がありまして、政府の立場からすると国会の審議だからしょうがないのかどうか知らぬけれども、いろいろな意見が出ております。

まず、比例選挙の単位を全国を通じて一つとするということにした政府案の趣旨、根拠、これについて最初にお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤観樹) 言うまでもなく、国民の民意をできる限り正確に反映をしようという趣旨で比例代表を設けているわけでございますから、有権者、国民の皆さんの意思ができる限り

反映をするようにするためには母数を大きくした方が正確に反映する。逆に言えば、県別にした場合には、例えば自民党の場合にも二名区が二十一名で、結局それは阻止条項が三四%にも上るというようなことになって、国民の民意を正確に反映するにはほど遠いのではないだろうかというところになるわけでございますので、私たちがしましては全国単位が一番妥当であるというふうに考えたわけでございます。

○猪熊重二君 この比例選挙の単位に關して第八次選挙制度審議会は、比例代表選挙の単位を全国を単位とした場合には候補者数が余りにも膨大になるから妥当でない、こういう答申をしているんです。しかし、この答申はまことに的外れで意味のない答申だと私は思ふんです。

なぜかと言へば、比例選挙の場合には、選挙人が選ぶのは候補者じゃなくて政党なんです。だから、候補者が多いとか少ないとか、こんなことは比例選挙で問題にならないはずなんです。ところが八次審の答申は、全国を単位とした場合には候補者数が余りにも膨大になるから妥当でない、こんな結論を出している。

こんな結論は的外れで間違っていると私は思ふんですが、まずこの全国単位を否定した八次審の論拠について、自治大臣、どうですか。

○国務大臣(佐藤観樹) 八次審では御承知のようにブロックにという結論になつておるので、そこが候補者数が多くなるといふことが強調されたんだと思ひますけれども、これは重複立候補も政府が出させていた案には認められておりますし、あるいはその順番を決めるにつきましては惜敗率という考え方を入れていますので、八次審の先生が今読み上げられた問題については十二分に私たちとしてはクリアしている、こういうふうな考えでおります。

○猪熊重二君 いや、クリアしているんじゃない、意見を求めただけだけれども、それは言ひにくい。私の立場だったら自由に言へるけれども、政府の審議会の答申に対しては悪いのといふ

のを政府の立場じゃ言ひにくい。ところで、ただ八次審もいふことは言っているんです。どういふことを言っているかというところ、比例代表の選挙単位につき都道府県を単位とした場合には比例代表の趣旨が生かされないから適当でないといふ述べている。これはいい意見なんです。こつちの方はいいんだけど、全国の方を否定している方はちよつと論拠が間違っているんじゃないだろうかといふことを申し上げたいわけなんです。

それで、先ほど佐藤自治大臣からお話がありました、自民党案について少しいろいろ調べさせていたいたんです。

自民党案は、比例代表の選挙単位を都道府県として、さらにこの都道府県に比例選挙選出議員の定数百七十一人から一人ずつを優先配分しますから、四十七人はまず配分されちゃっているんです。そうすると、自民党案の比例代表の人口比例配分による議席は百二十四人にすぎないんです。要するに比例選挙の総数は、百七十一人という自体がえらい小さいのに、さらにこの比例配分議席はまた四十七を差し引いて百二十四にまで減つてしまつています。

その結果として、自民党案によれば、比例代表として先ほど佐藤大臣もおっしゃったように二人を選出する都道府県が二十一にも上るんです。この二十一の二人を当選にするという、しかもこれが比例代表なんだそうですが、これを比例代表とした場合に、現在の日本の政治状況のもとにおいては第一党と第二党が二人比例代表で当選する。しかし、第三党以下は議席に投票者の意思が全然反映されない。しかも、現在の日本の政治状況のもとにおいては、第一党、第二党といったとしても、二つで合わせて九五%とるなんというやうな政治状況には到底ない。

結局、第一党、第二党がとつたとしてもせいぜい五〇%か六〇%です。五〇%か六〇%の第一党、第二党が二人分を一つずつ分け合つて、その都道府県が二十一ある。それで第三党以下の民意は、

場合によって五割、四割という民意は全然無視されていく。こういうふうな自民党の比例代表定数七百七十一、今のような配分によるこの比例代表選挙というのを比例代表と言えらるうかどうだろうか。

山花大臣、いかがですか。

○国務大臣(山花貞夫君) 私は、委員会の審議を通じて、自民党の議員の方の質問を伺ったの理解でありませうけれども、あくまでも民意集約の選挙区制がベストであるというのを前提として、比例代表は単にそれを補完する役割、こういう位置づけでありますので、政府案とは全く立場が違っております。それが自民党の主張ではなからうかと思っております。したがって、比例の本来的というよりは小選挙区を補完する役割、こうした位置づけからそうした結論になっておられるのはなからうかと受けとめているところでございます。

○猪熊重二君 山花先生、いいことをおっしゃる。本当にそのとおりなんです。

自民党案によれば、比例代表だということにもかかわらず一票に格差があるんです。一票に格差がある比例代表というのは、それは世界にはいろいろあるのかどうか私は知りませんが、要するに自民党案によれば各都道府県の議員一人当たりの人口にえらい格差があるんです。最小の鳥取県の議員の場合には一人当たりの人口が三万七千八百六十一人、これに対して最大の埼玉県の場合には議員一人当たりの人口が九十一万五千四百四十四人。この比率は二・九七、要するに概算して言えば三倍の格差があるんです。

もちろん全国単位の比例代表においてはそんな格差という問題は生じこない、もともと生じない。そうすると、このような一票の格差が三倍近くになる、そしてしかも二人だけの選挙区が四十七のうちの二十一だから、半分じゃないけれども四割くらいある。こういうふうなもの、比例代表という名前をつけるのは勝手だけれども、

しかしこれは、要するに小選挙区に準じた準小選挙区みたいなものとか、あるいはせいぜい言っても政党名による中選挙区制選挙みたいなものであつて、非常に比例代表選挙としては不適切である、こう思うんですが、さらにもう一度、山花大臣、いかがですか。

○国務大臣(山花貞夫君) 基本的には御指摘のとおりだと、こう考えております。

○猪熊重二君 どうも答弁しにくい質問ばかりして申しわけないんですが、この選挙単位について、先ほど自治大臣がどなたか、要するに八次審が全国を十一ブロックに分けている、こうおっしゃいまして、確かに八次審は、今日では行政をはじめ経済その他の面において都道府県を超えた広域的な結びつきが見られ今後さらに国民の生活圏の拡大が予想されるから全国を十一ブロックに分けるのが妥当だと、こう言っているんですが、これも妥当性というのは全然ないんじゃないやうか。

〔委員長退席、理事上野雄文君着席〕

十一ブロックというけれども、我が党でもいろいろ衆議院、参議院の選挙についてブロックをどうしようかというときに、八つぐらいがいいんじゃないやうか、十一ぐらいがいいんじゃないやうか、いや十二ぐらいがいいだろ、いろんな意見があるんです。いろんな意見があるというところは、ブロックというものにこの八次審が言っているようなそれだけの広域的な結びつきなんかはないんです。ないから、十二がいいとか十一がいい、まあちょっと数が多過ぎるから八がいいかと、こんなことだろうと私は思うんです。

要するに、今の日本において十一ブロックというふうな都道府県を超えた広域的な結びつきなんというふうなものは全然実体が無い。だから、今回ブロック制なんということをやるとすれば、十一ブロック選挙管理委員会なんて新しいものをつくって、そのブロックにあるものは何なんだといったら、ブロック選挙管理委員会という組織があるだけだということだろうと思うんです。

このブロック制についての自治大臣及び総理の意見をお伺いしたい。

○国務大臣(佐藤栄蔵君) 御質問の中にもございましたように、ブロックといつても経済的あるいは行政的にこれを仕切るのは非常に困難でございますし、また、新たに選挙管理委員会をブロックごとにつくらなければならぬという問題が生じてまいります。東京都は一つというふうに恐ろしくなるでございまして、山梨の位置づけをどうするかとか、具体的にやってみますとなかなか難しい面がございまして、第八次審の場合にも、御承知のように神奈川県と千葉県を結ぶ、東京湾の下を掘って今つなげてはおりますけれども、そういう無理をちよつとしないかぬということになるので、私たちとしては全国単位でということにしたわけでございます。

○猪熊重二君 全国単位の政府案に対して、この委員会でもそうですが、あるいは衆議院の政治改革特別委員会等においても、一部の方から、全国単位では我が党の代表、我が地域の選出議員という実感がわかない、むしろ都道府県単位が妥当だ、こういう意見が非常に多いわけなんです。

私は、我が党の代表だとか我が地域の代表だとかというのは小選挙区であつて、比例代表の方にそんなことを持つてくるのはお門違いだということとを申し上げたいんです。要するに、比例選挙は多様な民意を議席に比例的に反映させよう、現代政党政治の実態に即した政党による選挙を実現しよう、こういうことであつて、その地域の代表だということ、裏返しをいえば地域の利権代表みたいな形のものを断ち切ろうということにこそ比例代表の原点がある。それにもかかわらず、我が党の代表だから行つてあいつつて花輪をもらおうとかなんだということばかり考えているようなことは話が逆だということ、このことを特に申し上げたい。

そして、総理に、比例代表の全国単位を今後どういうふうな、国会が変えたんだからしようがないというふうな逃げられちゃだめなんで、そう

じゃなくて、総理としてこの比例選挙の全国単位についての決意をお伺いしたい。

○国務大臣(細川護国君) 考え方は全くおっしゃることに私も同感でございますし、政府としてはさつき他の問題で山花大臣からもお答えになっておりましたが、これがベストだという基本的な考え方のもとに出させていたでいてるわけでございまして、ぜひそういうことで御理解をいただければと、こう思っております。

○猪熊重二君 今までいろいろ申し上げたのは、ともかくこれ以上あじやこうじやいじくり回されたらたまらぬということからの、質問だか意見表明だかわかりませんが、そういうことなんでございまして。

〔理事上野雄文君退席、委員長着席〕

三番目の問題は、一票の格差の問題についてお伺いしたいと思います。

選挙制度において一票の価値が等しくなければならぬということは、これはもう選挙における大原則だと思ひます。一票等価の原則は憲法上の要請なんです。

最高裁判所は昭和五十一年四月十四日、衆議院選挙に關して次のように判示しています。

憲法十四条一項に定める法の下の平等は、選挙権に關しては、国民はすべて政治的価値において平等であるべきであるとする徹底した平等化を志向するものであり、憲法十五條一項等の各規定の文言上は単に選挙人資格における差別の禁止が定められているにすぎないけれども、単にそれだけにとどまらず、選挙権の内容、すなわち各選挙人の投票の価値の平等もまた、憲法の要求するところであると解するのが、相当である。

これが昭和五十一年四月十四日の衆議院選挙に關する一票等価に關する最高裁の判決。

そして昭和五十八年四月二十七日には、参議院選挙に關しても一票等価の原則が憲法十四条の要請だということを次のように判示しております。

選挙権の平等の原則は、選挙権の内容の平等、

すなわち議員の選出における各選挙人の投票の有する価値の平等をも要求するものと解するのが相当である。

何でこんなことを申し上げたかというと、今回の改正案で一票等価の原則というものについて、ただ政府案が本気になって考えているんだろ、かということについてやや疑念があるから申し上げるんです。

どういふことかといいますと、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案の第三条に選挙区改定案作成の基準として次のような条項になっています。「各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることを基本とし」といふふうに書かれています。

これは山花大臣が佐藤大臣がわかりませんが、二以上にならないようにするということを文言どおり読めば、二までは結構だよということに普通は考えられるんですが、そんな二まではいいんだよというふうなことじゃなくて、二まではいいんだよないんだろ、と私は思うんです。一対一が原則でなきゃならぬという観点からすれば、この二以上にならないようにすることを基本とするということになると、二まではいいというふうな、結構結構というふうに見えるんですが、この点どうなんですか。

○国務大臣(山花員夫君) 今御指摘の三条におきましては、お話しのとおり、人口格差が二倍以上にならないことを基本とし、「行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して」と二つの基準を置いているわけでありまして。

本来、平等ということと価値において唯一絶対基準とするならば、ようかんを切るように切っていくということも一つの案だとは思いますが、それならば当然一対一ということになります。唯一絶対ということだけではなく、この基準のもう一つのポイントとした行政区画とか地勢とか交通等の事情を総合的に考慮するということも今区画をつくるに当たっては必要ではない

かろうかと考えているところでございます。しかし、この一対二ということについては大方の意見としては一定の評価があるんじゃないかと私も思っているところでございまして、できる限りそれを基本として尊重して委員会で作っていただきたい、こういう趣旨でございまして。

○猪熊重二君 ほかの要件があるということとこの一対二以上にならないようになんということとはこれは別の問題であって、こっちがあつてこっちのほうは、ほかの要件があつたからといってこっちのほうはどうだ、こうだというのは私はちょっと別の話じゃないかと思うんです。

いずれにせよ、「基本とし」というのは、基本にしなかつたらどうなるか。要するに、「基本とし」ということは法文上の規範的な意味内容としてはどういふことを意味しているんですか。

○国務大臣(山花員夫君) 規範的な意味内容ということですが、違法、合法という判断基準ということだと思いますが、必ずしも直ちに違法ということにはならない、こういう考え方でございまして。町村などを余り細かくようかんを切るように切るわけにいかぬだろうという、こうした要請についてもやっぱり必要なのではなかろうかと思っております。

○猪熊重二君 私がなぜこんなことを申し上げるかという、こういうふうな決め方をしておくとまた今度はなかなか改定ができないでどんどん格差が開いていってしまうじゃないか。だから、むしろやるんだら一対一を基本とし二を超えちゃならぬと、ここまで書いておけばよかったんじゃないかな、こう思うんです。

以上で終わります。(拍手)
○平野員夫君 明けまして御苦労さまでございまして。日本新党、新生党、民主改革連合を代表いたしまして質問いたします。私は、国会の質問が三度目でございます。全閣僚出席という、こういう神々しい場では正直に言ひまして上がつております。御無礼がございましたらお許しください。

極めて不況が深刻化しております。戦後最大の不況と言われております。私は、わずかな年末年始の休暇でございましたが、その根本原因は何かということについて真剣に考えてみました。その結果、余りよくない頭で考えました結論は、長年にわたった米ソ冷戦下の、いわゆる五五年体制でできた国会の政策決定能力不全症という日本政治特有の病気が根本原因の一つだということに気がつきました。これを治療しようとするのが政治改革だと思ひます。景気対策も雇用対策も行政改革も、政治改革による政治不信を回復することによつてのみ実現が可能だと思ひます。この国会でどんなことがあつても政治改革を断行しなければならぬと思ひます。

細川総理は、昨日は伊勢神宮にお参りしてすがすがしい気持ちになつておられると思いますが、ひとつ新年に当たつて一言で結構でございますから決意をお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(細川護国君) 今お話しがございましたように、政治改革ということがなかなか進んでこなかったために今日我が国が抱えているさまざまな問題に適切な対応ができなかつたということと、まことにございましてお参りしております。一、再々委員会等でも申し上げておりますように、一番根本的な、基本的な枠組みというのがやはり政治の枠組みでございまして、それから、それがしっかりしないことは経済への対応も外交問題への対応もなかなか的確な動きがとれない、これはもうおっしゃるとおりだと思ひます。

そういう意味で、ぜひひとつこの国会で成立を見るように政府としても全力を尽くして法案の審議に当たつてまいりたいと、このように思つております。

○平野員夫君 大変かたい決意を高く評価いたします。さて、四法案の総論各論にわたりました。質疑をいたしたいのでございますが、時間の関係で私は政治改革関連法案をめぐる参議院のあり方、特に憲法五十九条との関係に絞つてお尋ねしたいと思

います。

御承知のように、修正政府案は十一月十八日に参議院は衆議院から荷崩れなく平穩に受け取つたのでございます。が、当委員会でも本格的審議が始まつたのが何と三十六日目の十二月二十四日という異常な事態でございました。(だれがしたんだ、と呼ぶ者あり) 本日は御出席いただいた前でありかつたのですけれども、残念でございますが、参議院はこれでのいのかという国民の警告に近い声、マスコミの各論調とともに論議されるようになりまして、憲法五十九条四項をめぐる問題でございまして、もしもこれが適用されることになれば、参議院にとつて極めて不幸なことでございます。国民に対して恥ずかしいことでございます。

何とか参議院としては避けたいものなんです。しかし、事は国政運営の根本を定めた憲法の規定、制度でございまして。感情的な誤解やそういうたものでなくて、冷静、客観的、そういう立場でこの制度の存在理由、仕組みを理解しておくことが参議院としても必要だと思ひます。せっかく閣僚の皆様おそろいの中ですが、そういう観点から私は内閣法制局と参議院法制局に若干の質問をいたしたいと思ひます。

まず、憲法五十九条四項を読み上げます。「参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。」と、こういうものでございまして。皆さんもう御承知のことだと思ひます。

そこで、最初の質問ですが、内閣法制局にお尋ねしますが、憲法五十九条四項の制定理由はどのようなものであつたかお教えいただきたいと思ひます。

○政府委員(大出峻郎君) 憲法五十九条第四項でございまして、これは法律案について、参議院が衆議院の送付案に対して可決も否決もせず、会期満了に至り、その結果、本条二項の衆議院の優越が機能し得ないというような事態になるのを防

止しようとする規定であるというふうにより一般に解されていると思います。

すなわち、法律案について、参議院が衆議院の送付案を受け取った後六十日以内に何らの議決もしないときには衆議院は参議院が否決したものと同じ旨の議決を行ひまして、本条第二項のいわゆる再議決の方法をとり得ることとしたもの、このように解されているところでもあります。

○平野貞夫君 わかりました。

少し私、説明員的に、補足と言つたら失礼になりますが、勉強したことを披露させていただきま

す。要するに、憲法は国家意思の決定機関として衆参両院議院を設けた、それが国会である。その基本的仕組みは、明治憲法下の帝国議会における貴族院と衆議院の關係、これを反省して、跛行的で不平等な二院制、すなわち衆議院に所管とか機能、それから議決の価値においても優越性を認めた、こういうことからくる必然的な規定だ、このようにふいに私は思つております。

次にお尋ねしますが、これは参議院の法制局にお願ひしたいんですが、憲法五十九条四項を仮に現在参議院の当委員会が審議中の四法案に適用した場合、六十日というのは何日になるでしょうか。

○法制局長(中島一郎君) 今後国会の休会の議決がない限り、一月十六日が六十日に当たる、このように承知いたしております。

○平野貞夫君 明快な回答ありがとうございます。

憲法の提案というのはたしか政府提出でござい

ましたので内閣法制局にお尋ねしますが、この参議院否決とみなす認定期間六十日とした理由、これについて御説明いただければありがたいんですが。

要することである、こういう認識のもとに、参議院が法律案を熟慮する期間をできるだけ長く認める必要がある、こういう観点から二カ月程度の期間を規定したという趣旨の答弁をされておるところであります。

○平野貞夫君 大変模範的な答弁をいただきましたんですが、憲法制定議会の会談録を読んでもみまして、当時自由党の北畠吉議員が衆議院の本会議で、六十日は長過ぎる、二十日、一週間、三週間、これぐらいにしたらどうかという意見があつたんです。これに対して金森さんは、民主政治は得心の政治である、相手方に無理押しに押しつけることはよくないということに反対しております。

そこで、小島徹三さん、委員長と同じ兵庫県の代議士さんですが、この方が委員会で、会期が限られてゐるのに六十日は長い、いかにも長い、どんな根拠で六十日かということに聞いているわけなんです。それに対して金森徳次郎大臣は、長官の今答へられたことも入りますが、「先づ二箇月、一其ノ位認メテ置ケバ決シテ無理ナルコトトハ言ハレナイノデハナイカト思フ」と、こういう答弁をしております。また、参議院が六十日という制限を活用して法案を握りつづす、これは私が言っているんじゃないんです、金森さんが言っているんですよ、握りつづすというやうなときがあれば、会期延長をして不当なる参議院の握りつづすを防止し得るという方向で研究しているという答弁を金森さんがしております。

そこでできたのが国会法の十三条です。国会法の十三条というのは会期の決定や会期延長の決定に際して衆議院の優越を規定した規定でござい

ます。

そこで参議院法制局にお尋ねしますが、本当は衆議院に尊ねたいところなんですけれども、いろんな事情でだめだということ。国会法十三条は昭和三十年に改正されております。改正前と改正後の内容と改正理由について御説明いただきたいと思ひます。

○法制局長(中島一郎君) 昭和三十年の国会法第十三条の改正でございしますが、改正前は会期及び会期の延長につきまして「両議院一致の議決に至らないときは、衆議院の議決したところによる」とございしました。それを改正後は「両議院の議決が一致しないときは、それに加へまして「又は参議院が議決しないときは、衆議院の議決したところによる。」と改めたものでございします。

その理由でございしますが、当時「両議院一致の議決に至らないとき」という文言につきまして、参議院が議決しないときを含むかどうかについて議論がございましたので、そこをはつきりさせるためにこれを明文にして書いたというふうに説明されております。

○平野貞夫君 ありがとうございます。

実はこれにつきまして、大臣の方々は懐かしい本だと思ひますが、佐藤功さんのボケットという憲法の注書き、この中の憲法五十九条四項の説明の中に、この国会法改正の理由を佐藤功さんなりに解釈しております。御承知のように、金森大臣を助けて憲法制定の実務をとつた人で、国会關係については權威者でございします。朗読すると長くなりますのでやめますが、要するに佐藤功博士の意見は、「参議院が議決しないとき」ということを入れることによってそれまでの解釈の不明瞭な部分を明確にする、そして五十九条四項を含む、そのほかにもございしますが、条約、予算の自然承認、そういう衆議院の優越さをさらに強めるための改正であつた、こういうことをこの本に書いております。御興味のある方はお読みいただきたいと思ひます。

そこで、要するにこの時点ではこの五十九条四項というものは現在のうちに特別視されていないわけですね。国会の一つの制度として正当に受けとめられてゐるということが言えると思ひます。

そこで、みなし否決を衆議院が議決した際、法案を成立させるためにはどんな方法がありますか。参議院法制局にお願ひします。

○法制局長(中島一郎君) 一つの方法としては、憲法五十九条第二項の規定によりまして衆議院

で再議決を行うという方法がございします。もう一つの方法といたしまして、憲法五十九条第三項の規定によりまして両院協議会の開催を求め成案を得ていくという方法がございします。

以上でございします。

○平野貞夫君 それでは、もう一つ続けてお尋ねしますが、衆議院がこのみなし否決を議決し五十九条第三項で両院協議会を開くようになった場合に、これは貴族院の修正で追加されたと言われてゐますが、一つは、成案ができなかつた場合、衆議院は五十九条第二項により衆議院送付案を再議決できるかどうか、二つ目は、成案を得て衆議院が可決し参議院が否決した場合、その成案について衆議院は再議決できますかどうか。要するに、衆議院が両院協議会を請求した際、再議決権は放棄したことになるか、そうはならないのか、このところの御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○法制局長(中島一郎君) これまでのところでは、両院協議会で成案が得られないときに衆議院が衆議院送付案を再議決したという例はございせんけれども、学説等を見ますと、再議決できるという考え方と再議決できないという考え方があつたように承知いたしております。

○平野貞夫君 憲法の解釈にこれは非常に重要な条項で、かくもやはりまだ学説が分かれておる、固定されてないという非常に大きな問題があるわけですが、無理に追つかけてませんが、私の勉強したところでは再議決可能という意見が強いと思ひます。

現実の問題としては、衆議院自身が再議決権をどう考えどう行使するかの問題だと思ひます。もし再議決を行へばそれが憲法先例になる、これは私個人の意見でございしますけれども、そういうふうにして思つております。

続きまして、みなし否決を衆議院が議決した後、再議決をした事例と両院協議会を開いた事例、これを説明していただきたいと思ひます。参議院法制局にお願ひします。

○法制局長(中島一郎君) 衆議院がみなし否決を議決いたしました例としましては三例ございませう。第十三回国会に三例あるわけでありませうが、いずれも昭和二十七年の七月三十日に議決されております。

この三つのケースのうち衆議院で再議決した事例が一例ございませう。これは国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案、閣法第一六三号でございます。

他の二つの例は両院協議会を開いた事例でございます。そのうち一つは保安庁職員給与法案(閣法第二二八号)でございますが、これは成案を得て成立しております。他の一例は国家公務員法の一部を改正する法律案(閣法第一九九号)でございますが、これは両院協議会において協議未了となっております。

○平野貞夫君 ありがとうございます。

御説明の事例は、衆議院先例集、参議院先例録にそれぞれ収録されている事例でございます。憲法に規定されていることを適切に実行するための憲法先例としてきちんと位置づけられているものでございませう。

昭和二十七年、十三回国会の例を調べますと、当時、緑風会という良識を代表すると言われた会派がありました。ここがインシアチブをとってそのような運びになったと聞いております。それから、事例が少ないことを理由に何か非常に異端なものという見方がございませうが、これは昭和三十年以降、御承知のように五五年体制のもとで両院では自民党が過半数をとっておりましてその必要がなかったということが言えると思ひます。

そこで、憲法九十九条に遵守義務の規定がございませう。その意味は、憲法を遵守し、これに違反せず、さらにその目的の実現に努力すること、また憲法違反の行為を予防し、さらにそれに対しそのような事態を許さないことというふうに思ひますが、内閣法制局長官、いかがでしょうか。

○政府委員(大出誠郎君) 憲法第九十九条は「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他

他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」、こういうことを定めておりますが、これは日本国憲法が最高法規であることにかんがみまして、公務員は憲法の規定を遵守するとともにその完全な実施に努力しなければならない、こういう趣旨を定めたものと理解をいたしております。

○平野貞夫君 一般論としての御見解だと思ひますが、決して私はこれを望みませんが、万が一憲法五十九条四項が適用され、憲法附屬法規と言われる国会法、それから両院協議会規程などによりまして手続が進むことになった場合、たゞいまの一般論は当然に憲法遵守を義務づけられております国会議員にも適用され、誠実に実行されなければならぬ、こう思ひます。このことは法制局に確認するまでもないことだと思ひます。

以上で法制局への質問を終わりますが、昨年暮れの日経新聞、十二月三十一日でございませうが、憲法五十九条四項の適用は参議院の審議権を侵害する、こういう記事がありました。また、元旦の毎日新聞には著名な政治学者が「憲法五十九条四項の「両院協議会」は参議院の存在を否定し、二院制を空洞化する。さらに、議会政治の根幹にもかかわる」と語っていました。

憲法の神髄と言われた金森博士、憲法学の權威の宮沢博士、さらに佐藤博士の考え方をまとめますと、六十日もたつて結論を出せないこと自身に敗行的二院制を採用した憲法上の異常性があるわけであり、それであるからこそ五十九条四項が存在する、こういうことになると思ひます。これが本来の日本国憲法の考え方だと思ひます。

細川総理、どのような御感想をお持ちか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(細川護国君) 当然のことながら本委員会におきましても実りのある御議論がなされることを期待しておりますが、しかし、今あるお話しがございませう。憲法の規定は重く当然のことながら受けとめております。

○平野貞夫君 政治改革担当の法律家でもあられます山花大臣に、ちょっと突然恐縮ですが、御

感想を。

○国務大臣(山花貞夫君) 基本的には総理のお答えのとおりだと思ひます。

時間の制約の中で余りつけ加えることはいかかかと思ひますけれども、そうした憲法上の規定はございませうけれども、二院制についてそれほど細かい規定を設けているわけではございませう。したがって、参議院のあり方をこれから議論していくという段階では、その二院制の趣旨というものをどういうふうに生かすのかということがこれからの議論のテーマになると思ひます。

そこでの考え方としては、学者も八次審も、制度の問題だけではなく運用の問題ということで参議院の特徴というものを生かさなければならぬ、こういう主張がございませうけれども、私も実はそうではなからうかと思ひます。そうした制度を前提として良識のある議論を期待するというのが私の個人的な考え方でございます。

○平野貞夫君 今、山花大臣から運用でもってどうするか、こういう御発言がございませうが、私が申し上げたいことは、四十年近い五五年体制の中でならされた政治慣行、伝統、權威、そういうものが時としては憲法本来の機能や権限を曲げているという大変オーバーになります。あるいは人間の骨がやつとずれて年とつたら関節がずれるように、こういう状態が結構いろいろあるんじゃないかと思ひます。先ほど紹介しました五十九条四項に対する新聞記事がその例だと思ひます。

運用という意味では、運営という意味では非常にこの問題とかかわってくるわけですが、参議院の權威とか慣例ということでは、これは参議院だけではございませう。衆議院も入れた国会ですね、憲法の原理や仕組みを、もし万が一それが軽視されたりあるいは理解されないということになれば、私はそういう考えは護憲とは言えないと思ひます。山花大臣は護憲だと思ひますけれども、そのことを言っているわけではございませうが、私は、本當の護憲というのは、五五年体制の中で

ぎくしゃくになった憲法を、これは九条も入れて、その憲法の本来の精神、原理を再確認したりあるいはリフレッシュさせる必要があるんじゃないかと思ひます。それが私は政治改革の理念の一つではないかと思ひます。

憲法が参議院に期待していることは何かということをお願いすれば、元参議院事務総長の河野義克さんが昨年十一月に読売新聞に指摘されておりました。参議院は政局の死命を制するような決定を原則として避けるべきである、それが参議院の自己抑制である、これがなければ参議院としての意味はない、ということを元参議院の事務総長、名総長と言われた河野さんがされておりましたが、これは我々参議院議員は肝に銘ずべきことだと思ひます。

今断じてやっではないことは、国民の大多数が待望している政治改革関連四法案を継続も含め廃案にすることです。これは絶対やっではないと思ひます。もし万が一そのようなことになれば、国民の間に参議院無用論がほうふつとして起こると思ひます。

昭和の初期、あの大不況の中で衆議院は選挙制度の改革、このとき多少比例制を入れようとしたんですね。選挙制度の改革。それから政治腐敗、罰則の強化、それから公営選挙、それから抜本的な議会改革、これをやって時代の変化に対応しようとするんです。ところが、必死にやりましたんですが、貴族院の、これは秘密院もそうでしたが、抵抗で実現しませんでした。そして起こったのが天皇機関説です、貴族院の。そして我が国はあの不幸な道をたどったんです。歴史の教訓を我々国会議員はもう一度思い起こすべきではないかと思ひます。

以上で質問を終わります。(拍手)

○吉田之久君 総理初め答弁者の皆さん、どうも御苦労さまでございませう。若干の時間でございませうが、私がきょう伺ひたいことは我々政治家にとりまして極めて常識に属する問題だと思ひますので、どの大臣やどなたに答弁を求めるかわか

りませんので、どうかお許しの上、一緒に考えて
いただきたいと思います。

今度の公職選挙法の改正、小選挙区比例代表並
立制は、まさに画期的な一つの変更だと思います。
全く違う二つの選挙方法、地域で限定して一人を
選ぶという選り方と、それから全国、政党に投票
させて比例代表で選ぶ、この全く違った二つの方
法の選挙ではございますが、共通項としてはいず
れも政党が前面に立つて争う、政策を国民に訴え
て審判を仰ぐという点でかなりすぐれた試みだと
思うわけでございます。

そこで私は、日本の政治は、この法案成立以降
大いに考えなければならぬのは、政党とは何ぞ
やという問題を改めて問いたすべき時期に來て
いるのではないかとこのように思うわけでござい
ます。

私も四十一年前に社会党に入党し、その後民社党
に入り、一時期連合参議院の会に入らせていただ
きましたが、今までの私のもの認識では、政党と
いうものは余り事細かに規制すべきではない、あ
くまでもそれぞれの主義主張を中心に同志相集
まって指導者のもとに党員がお互いに研さんし活
動する、そういうものであるべきだと思っております。

しかし、今度の法案が成立いたしますと公費
助成というものが行われるわけでございます。一
定の資格要件を備えた政党には総額三百九億円の
金が各政党に配分されるということになるわけで
ございます。

余計な心配であると言われるかもしれませんが、
けれども、大変知恵のある人たちがたくさんおるこ
の国でございまして、それならば無所属党とい
う党を名のろうという人が出てきて、全国に、国
會議員もあるいは地方議員も首長なんかもほとん
どそうでありまして、無所属で出ている人がたく
さんいます。全部無所属を結集して、無所属と
いう党をつくらう、党の綱領はあくまでも世界の
平和と日本国民の幸福のために頑張るんだ、一切
の党議拘束はしないというようなことで呼びかけ

て、大勢の人たちがそれに参加して、それで選挙
で票を争う。

我が国ではいわゆる無党派層というのが非常に
多いですね。どの世論調査のたびに一番多いの
が無党派層ではないか。要するに、現在あるどの
党にも十分満足しないという人たちがかなりいま
す。三割も四割もいるときがあります。たまたま
この人たちが、ならば無所属党に投票しよう、比
例代表は「無」と書こうというようなことで反応
を起したら、そういう政治集団がこれは総得票
数の一割、二割を超えることもあるいはあるかも
しれないと思うんです。だから、三十人も五十人
も衆議院や参議院に登場してくる。この人たちは
しかしあくまでも個人、自由でありまして、与党
の人もあれば野党好きの人もある。法案によつて
は賛否それぞれ異なるというようなことにもしも
なったら、せっかく政党を中心として政権交代や
政権の構築を確かなものにしてやうとする今度のこ
の法案の趣旨が全く事志と違ふ結果になりはしな
いだろうか。

杞憂であれば結構でございますけれども、私は
何かその辺が心配なのでございまして、その点初
めに佐藤自治大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(山花貞夫君) 今、先生の御指摘は無
所属として初めて選挙を行うのか、無所属とし
て一つの政党を結成して選挙に臨むのか、あるい
は選挙終了後無所属の皆さんが集まって政党を結
成するのか、いろいろなケースを含めての御質問
ではなからうかと伺っております。

憲法上の結社の自由に根拠を持つ政党の活動、
そして政治活動の自由という観点からいたします
と、政党そのものの結成活動については何よりも
自由であるべきであるということが大前提だと考
えております。

しかし、御指摘の新しい制度のもとにおいて政
党本位、政策本位の選挙を中心とした選挙制度の
抜本的改革を行うということの中で、今回はそれ
ぞれの法律の中に政党要件というものを掲げたい
るところでございまして、従来は本格的な一つの

選挙について政党で行うということがなかった、
参議院の比例はいわばその意味ではそうだったわ
けですけれども、そういう体制の中の新しい提
案でございまして。

結論として、無所属の皆さんが無所属で立つ場
合、無所属として選挙に臨む場合とあるいは政党
を結成する場合と分けて考えた場合、政党を結成
するということになれば、今回の法律の政党要件
に合致すれば政党としての資格を持つということ
になると思ひます。

以上が大体、先生の御質問を正確に受けとめて
おったかどうか分かりませんが、一応整理
してお答えさせていただきました。

○吉田之次君 私が特に懸念いたしますのは、無
所属の人が無所属で出るならば今までどおりであ
りまして、それはそれでよろしいんでございませ
んが、今度のこの法律ができましたら、よし無所属
党をつくらうといつて全国に呼びかけて、それに
呼応する人たちが出てきてちゃんと政党の要件を
備える諸手を踏んだら、そんな無所属という党
は存在しないんだと決める機関も規定も法律もな
いわけでございまして。羽田副総理、この辺御心
配になりませんか。

○国務大臣(羽田孜君) 確かに御指摘のとおり、
今やつぱりどうも政治に対する信頼というものが失
われているということからいいますと、吉田委員
の方から今御指摘のありました無所属党というの
は、しかも党議拘束なしでこれからのいろいろな仕
事ややっていくんだよということになったら、私
は案外投票率が上がり、あるいはそういった人た
ちがふえる可能性はあると思ひます。

ただしかし、もう一つ前提を置かなきゃいけま
せんのは、どうもこの議論をしているときに私感
じますのは、要するに選挙制度あるいは今度政治
改革四法案が通つても、今のままの政党であるこ
とが何か前提みたいで議論されている面があるん
じゃないのかなと思ひます。ある面がある。ある
それは党が集約されていく可能性もある。
それと同時に、新しい制度をとったときには、

今まで私がやった自由民主党も大衆政党、国民政
党と言つておりましたけれども、どちらかというと
つぱり議員政党だつたと思ひます。それが
今度新しく変えた場合には間違いなく大衆政党に
なつていかなければいけない。そして、直ちに
できないでしうけれども、近い将来にあつては
候補者なんかも地方組織が当然選んでくるよう
になると思ひます。そして地方組織の党員というの
は、例えば銀行に勤めている人あるいは報道関係に勤
めている人、そういった人も入るような政党にし
ていかなきゃならぬと思ひます。そこに私は、
新しい一つのドラマといひますか、新しい政治が
起こつてくるのじゃないのかなと。そのときに私
は無所属党が勝利することはできるといふ確信を
持つております。

○吉田之次君 お互い新しい日本の政治のドラマ
をつくりたいと思つてゐるわけでございませ
んが、だからそのシナリオの一つとしては政界再編と申
しますか各政党の合併連衡、いろいろな組み合わせ
が生まれてくると思ひます。でございます。

その動きは動きとして、それでもまだ満足しな
い人たちが、つぱり無党派層といふのはかなり
社会が進歩すればするほど出てくるかも知れませ
ん。たまたまそれらを受け皿にするような無所属
党と名の奇妙な政党ができた無所属連合とか
諸派連合というようなものができて、勝てば公費
助成があるんだよ、みんな分けようやというよう
なことでもやり出したら、これは大変なことにな
ると思ひます。

政党は財団法人でも社団法人でも株式会社でも
ない。労働組合は労働組合法がありますが、政党
には政党法がない。いわば政党は同窓会と一緒だ
といふんです。全くそんな気がするんです。しか
し、その政党が国家の運命を握り国家を動かして
いくわけなんです。余り余り規制すべきではないと
思ひますけれども、そんな政党は認めないんだと
いう何かの根拠というか、そういうものがそろそ
ろ用意されないと、せっかくの皆様方、我々の思
いが事志と違ふ結果になつたら大変でございませ

のでそんな心配をしますのでありますが、石田大臣、党の指導者としていかがでございますか。

○国務大臣(石田幸四郎君) 御心配はよくわかるのでございますが、実際の選挙ということになりましますとやはり政党本位の選挙になるわけでございませう。仮に無所属党というふうなそういうような一つの政治団体ができたときに、そこで掲げる政策、そういったものが鮮明でないと他の政党との比較、討論、検討はできないわけでございませう。私はそういった状況の中での選挙をちらっと想定してみますと、やはり何らかの際立った明確な政策を持たない政党というのはなかなか国民の支持は得られにくいのではないかとかなと、こんな感じがお話を聞いていたしたところでございます。

○吉田之久君 私も大臣と同じような考えなのでございますが、時代が動くときにはいろんな反作用といいますが奇妙な動きも派生しないとは限りませんので、私は今直ちにどうしろとは申しませんが、こういう大きな転換をしようとするときには改めて政党とは何であるかということとをそろそろ、これは役所が考えるわけにはいきませんので、国会や内閣が考えるべき問題ではないかということとを指導者の皆さん方に申し上げたいと思っております。

次に戸別訪問の解禁でございますけれども、私はこの戸別訪問の解禁という発想はまことに貧しい発想だと思ふんです。昔ありました。それで、それがまた行き過ぎていろいろ問題があるから、やめました。

今度は政党の周知徹底のためにやってもいいというお考えのようでございますが、物を贈ったり金を贈ったりすることができないから、電話ならいいだろうということでは自由になつてゐるのですが、この電話も初めは効果がありました。このごろはもうマンネリで有権者もうんざりでございます。核家族、共働き、プライバシーの保護、あるいは家庭の静けさなどが要求される時代に、夕食の準備どきにじゃんじゃん電話がかか

てくる。もう主婦たちはふんまんやる方なく、あわかりましたと全部切ればいいんでしようというふうな傾向さえ出ております。

あるいは中には、吉田さんの事務所からは電話は一回だった、だれそれさんの事務所は三回だった、やっぱりあちらの方が熱心かしらとか、これもあるんです。戸別訪問になつたら、何十万軒という家に全部が戸別訪問するしたら大変でございまして、受ける方も迷惑でございまして、やる方も大変でございませう。経費も大変かさむと思うのでございませう。

私は、このモダンな細川政権が今の大きな法律を要するときに、戸別訪問を解禁しようというふうなそんな古めかしい発想ではなしに、もっとマスメディアを利用して、テレビを公的に買い取って選挙管理委員会がちゃんと中立性を保持しながら司会をしてどんな候補者に討論をさせるとか、あるいはアメリカ大統領が野外で大いに討論をやつていますが、もっとミニ版のような形でどんな人という本当の生き生きしたドラマチックな民主主義の選挙を展開していくという時代の発想をそろそろ始めるべき時期ではないかというふうな思ふてならないのでございませう。大内大臣、いかがでございませうか。

○国務大臣(大内啓伍君) お答えいたします。

私も長い間教宣局長というのをやらせていただいた経験がございませうが、これからの選挙で一番大事なのは、政党や政治家が何を考へてゐるかを国民にストレートに知らせる場合の一番いい方法はやっぱりマスメディアなんですね。このマスメディアの力に、例えば日刊紙を発行していただければかなうものじゃない。ですから、私はこのマスメディアを公正に利用する、これをもう真剣に各党で話し合つて、その結論を早急に出すべきだと思ひます。

御提言は大変貴重な御提言だと思つております。

○吉田之久君 最後に、私も何回となく選挙を戦つてまいつた一人でございませうが、選挙が終

ることについて頭をかすめる疑問があるんです。

それは、総理御承知の法定選挙費用というものでございませう。選挙区によつて定員によつて人口によつてそれぞれではあります。衆議院の場合に約二十万とか参議院の場合に三十万とか、その範囲内で支出をしようしい、それ以上はしてはなりません。収入もちなみに全部計上しないといふことなんですね。選挙が終わりましたら、有権者が冷やかして半分、吉田さん、あなたは選挙でもうけましたね、陣中見舞いの方が多くて支出の方は法定選挙費用内でよかったですね。ともかく、ここにいらつしやる皆さん方は、全部法定選挙費用内でちゃんとクリアしてゐるんですね。

しかし、我々選挙をやつてゐる者は、どこに電話代やらそんなのが幾ら要つたのか、だから陣中見舞いを幾らつづもつたのか、そんなものにかまけてゐる暇はありませんね。通れば喜んで決意表明に回り、国会へ走つてくるわけでしょう。そして、選挙が済んで当選証書ももらつて、選挙が済んだ後しばらくして、事務方が一生懸命工夫をしてゐると私は思ふんですね。ともかく、衆議院も参議院も当選した人は全部法定選挙費用内でびしゃつと選挙をしてきたことになつてゐるわけなんです。だれも信じておりません。

私は、政治家の出発がこれではおかしいと思ふんです。政治家の出発のときから、本当に有形無実といふんです。形は整つてゐるけれども実際はできてゐるのかな、それはよかつたな、御苦労といふだけのそんなことから、いわば虚偽虚構から出発してゐる政治家が、どんなに法律を変えても、本当に天地神明に誓つて恥ぢない政治家として全うできるのかどうか、私は大変今もつておかしいと思ふんです。

政治資金規正法、百五十万を超えた不当な献金については二十万の罰金、当時はその程度で、二百万ぐらいくれる人もおつたらさうしよう。それが一億になり三億になつても二十万。それで事を処しようとして国民は金丸さんに憤激したわけですね。だから、政治家をめぐるあるいは政党を

ぐるいろんな法規、規定といふものは絶えず見直して、完全に守れる、そういう規定であり、また完全に守らなければならぬ、これを守らないような者は失格にするぞといふぐらひのところから出発しないと、日本の政治の本当の改革はできないと思ふのでございませうが、総理、いかがでございませうか。

○国務大臣(細川護国君) 全くおっしゃるとおりだと思ひます。多くの方々がそのことを実感として感じておられるのではないかと、私もそう思ひますし、今後お互いにこれは大いに勉強していくべき課題であるといふふうに認識をいたしております。

○吉田之久君 一分だけ残つておりますのでこの際お互いに確認したいと思ふのでございませうが、我々にまつわるいろんな法規、規制、それをもつて絶えざる見直しをする、他の法律は十年に一回でもよろしいが、我々のはもう選挙ごとに見直しをして、これで完璧にやつてゐます、やれます、だから信じてくださいといふ形に持ち込むべきだといふことを申し添へまして、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

○有働正治君 私は、まず中選挙区制度の疲弊論についてお尋ねします。

総理は、今回の提出法案の合理化の論議として、現行中選挙区制が制度疲労の弊害があるといふことを挙げられてゐます。よく同士打ちだとか利益誘導型選挙等々が言われるわけでありませうけれども、総理自身としては制度疲労とは一体何なのか、いつから出てきたと考へておられるのか、まずお答えいただければと思ひます。

○国務大臣(細川護国君) 一つからというのはちよつとなかなか難しいお話ですが、現行中選挙区制度のもとで利益誘導型あるいは個人後援会本位の選挙といふものがだんだん顕著になつてきて、近年特にさまざまな問題が起るようになってきた。いつごろからといふのはちよつとわかりませんが、この選挙制度といふものがやはり今日の政治の大きな一つの基本的な問題であ

るというふうには私は認識をいたしております。
○有働正治君 一つからというのは難しいと。論
拠が非常に薄弱であると私は言わざるを得ませ
ん。

利益誘導と言われますけれども、これは文字ど
おり選挙制度とは次元が異なる問題だと私は考
えるわけであります。企業献金、これが温存され
きつちりした腐敗防止がとれなかった。また、
世界各国の状況を見ましても、政治腐敗という
は選挙制度とは関係がないということが言える
と思います。

利益誘導、腐敗とのかかわりで申しますれば、
小選挙区制こそ私は金権選挙を激化させると言
わざるを得ません。というのは、戦前小選挙区制
を二回導入したときにこの弊害が指摘されて現行
制度になった歴史的経過があるわけであります。
日本におけるこの歴史的教訓につきまして、総理
自身どうお考えでいらっしゃいますか。

○国務大臣(細川護国) 今お話しがございま
した過去の小選挙区導入時の状況というものにつ
いては、私もよく検証しております。しかし、今
問題になっているこの中選挙区のもとにおける
問題については先ほども申し上げたとおりでござ
います。

○有働正治君 過去の問題について検証してい
ない。連立与党自身がこれだけの改革をやるよ
うなのに、歴史的な教訓も総理自身が検証してい
ないというのは驚くべきことであります。歴史的
経緯、教訓等々を踏まえて日本の国土に合致した
当時の制度として今日に至っているわけであつ
て、それさえも検証していないというのは私は選
挙制度を語る上で問題ではないかと言わざるを得
ないわけであります。驚くべきことであります。

国際的にも例えば隣の南朝鮮等がこの選挙制
度のかかわりで金権の横行というのが指摘され
るわけであります。結局、中選挙区制疲労論とい
うのを強調されるというのは金権一掃の願いを
選挙制度にすりかえて小選挙区制を導入する口実
以外の何物でもないという指摘に対する総理の答
弁

も、私に言わせれば論拠が薄弱であります。小選
挙区になれば政治腐敗がなくなるところか、戦前
の日本の歴史的経緯のみならず、今述べました南
朝鮮などを見ましても全く関係ないわけであり
ます。

各種マスコミの世論調査を見ましても、国民の
皆様方が政治改革で一番求めておられますのは腐
敗防止であります。金権一掃であります。このこ
とが最も緊急、中心課題だと共通して指摘され
ているわけであります。そのために、私は今日の
ゼネコン疑惑の解明、また総理自身の佐川から
一億円の借入問題についての疑惑の解明、これも
当然のことながら重要と考えるわけであります
が、この点は総理はどうお考えでいらっしゃい
ますか。

○国務大臣(細川護国) 初めに、戦前の制度に
ついて今いろいろ御意見がございましたが、やは
りそのときは政治の状況も社会状況も今は全く
違っているわけであります。先ほど私はよく検
証していないということを申し上げたわけであ
るが、それはやはりそのときと今の政治社会状況
というものを勘案して判断をしなければならな
いことではないかということをおっしゃったわけ
でございます。

それから、国民の多くが今日の政治に対して大
きな不信感を持っておられる、それは政治と金に
まつわる問題であろう、それは確かにござい
ます。しかし、その問題がどうい
うところから由来をしておりますか、派生をして
きているかということになりますと、それは、繰
り返し本委員会でも申し上げておりますように、
やはり選挙制度の仕組みの問題もございませう
し、それからまた政治腐敗といった観点からど
うな改善措置が講じられるかといった観点から
の判断もございませう。

もとより、制度というものの万全のものがある
わけはございませんが、できる限りそれを少なく
していく、改善をしていくためのシステマ的な改
革というものがぜひとも必要である、そのように

思っているところでございます。
ゼネコン問題等々に対する疑惑の解明は、これ
は当然しっかりなされなければならないというふ
うに思っております。

○有働正治君 歴史的状況等々があつたから云々
ということをおっしゃられたけれども、戦前の小選
挙区の中で、現行制度に至る経緯の中で大きな教
訓の一つが金権政治であることは、これは明白な
事実であるわけですから、そのことを述べておきま
す。限られた時間ではありますので、私は政治改革を
口にする以上疑惑解明が必要だという立場から
総理自身の佐川からの一億円の借入問題に
限って質問いたします。

総理が言われるところの昭和五十七年九月の佐
川グループからの一億円の借入問題ですが、
総理は十二月十五日、衆参の予算委の理事會に資
料及び説明書を提出されました。総理はこれにつ
いて、いわれなき疑念は完全に氷解されると大言
壮語されましたが、昨年十二月二十七日の我が
党の議員の予算委員会での質問の中で、借り入
れの最大の理由でありましたマンション購入のた
めの七千七百万円、これが二カ月前に実際に購入
されていたこと、しかもおばあさんがお持ちに
なっていた相続した遺産の土地を売った剰余金な
どを資産として運用したので借りる必要はなかつ
たのではないかと、したがってこの金が浮いてい
るけれどもどこへ行ったのかということをお問
い、まともな答えは得られなかった、そういういき
さつがあります。

それで、総理はいま一つ借り入れの理由として、
熊本の細川家の御自宅の土庫、山門の修理時期に
ついて、これは私の質問を通じて、実際の工
事期間との間に借り入れたと言われる五十七年九
月と比べ土庫で一年近く、山門で二年近くのずれ
があることを提出資料を通じてお認めになりまし
た。

一億円として、当時八%と言われていた金利、
年間八百萬円の利子負担であります。仮に修理代
が総理の言う二千三百万円としましても、金利

八%なら年間百八十萬円にもなる、二年間で三百
數十萬円の利息となるわけであります。なぜ高い
利息まで払って一年近くも前あるいは二年近くも
前にわざわざ借りる必要があつたのか。極めて不
自然であります。いかがですか。

○国務大臣(細川護国) 多少繰り返しになると
ころがあるかもしれませんが、もう一遍念のため
に申し上げておきたいと思ひます。

まず借入理由についてでございますが、それは
今お話しがありましたように、一つは、熊本に歴
史的な価値のある山門、土庫などがありまして、
文化財指定地域なので原形復旧のために相当なコ
ストがかかるということ、それからもう一つは、
知事選出馬のために参議院議員をやめるので、い
ずれにしても参議院に戻るつもりはございませ
んでしたから、そうした意味で東京に住居がないと
不便であるということで、そういうことから資金
が必要だったということでございます。

それで、まずマンションの方から申しますが、
借入金金の用途につきまして東京に住居がないと
不便なのでその資金に充てるためというのを今申
し上げましたが、調べてもらいました結果、刀の
つばの担保の提供が昭和五十七年の九月、金銭消
費貸借契約が同年の十月であつたのに対して、マ
ンションの購入は同年の七月であつて、その点で
誤解を招いたかと思ひます。

私は、昭和五十七年の五月ごろに知事選挙に出
馬を決意いたしましたので、議員宿舎を出ることに
いたしました。そしてその際に、東京に今申し上げ
ましたように住居を物色して購入することにした
わけでございますが、しかし、実際に東京佐川か
ら融資が実現する前に知人を通じて住宅の譲渡
の話がございまして、佐川からの借入金金を
当てにして先にマンションを買うこととしたわけ
でございます。その間、事務所の職員におきまし
て手持ち資金のやりくりをしておりますが、そ
の詳細は資料がなく判明をいたしません。マン
ション購入代金の支払いはよく記憶しております
が、手付と残額を支払って、ローンは組んでい

ないということでございます。

それから山門の方でございますが、山門と土塀につきましては、国会に提出した資料には土塀、山門などの修理の時期は昭和五十七年の秋から五十九年春までの間というふうに明記をされておりますが、熊本市教育委員会に提出されました資料によりまして、土塀の修理は修理届が昭和五十八年五月十三日、着工が七月二十日、竣工が九月五日、山門の修理は申請が昭和五十九年六月十四日、着工が七月四日、竣工が九月十日というふうになっております。記憶をたどつての話でございますので若干時間的なずれがあるかもしれませんが、昭和五十七年一月には破損した山門屋根の撤去をしております、そのころから業者と相談、打ち合わせをするなど事実上の修理のための準備が進んでいいたように思いますので、それほど時間的にずれた話ではないのではないかとこのように思っております。

山門、土塀等の改修には、国会提出の資料にもございますように、一億円のうちの約二千三百万円を使っております。

○有働正治君 限られた時間でございますので、私の質問に対して答えていただくよう要望しておきます。

先ほど、私、聴議議員の質問を予算委員会と言いましたが、本委員会でもありますので、その点は訂正しておきます。

マンションも事前に購入する、あるいは山門、土塀も一年も二年も、普通お金を支払う場合には修理し始めるときあるいは途中で支払うというのに、わざわざ高い利子を払うというのは極めて不自然であります。私は大きな疑惑を持つことを指摘しておきます。

先に進めます。
先ほど五十七年五月ごろということを経理は言われました。五月ごろ佐川清氏に金を欲しいと要請したと述べましたが、これは間違いありませんか。五月というのはどうして覚えておられるのでしょうか。

○国務大臣(細川護熙君) 借入の経緯につきましても今まで再々申し上げてきているところでございますが、当時私は荻窪の土地の売却資金などを運用しております、それなりの資産はございましたものの、できれば借用したいと思っていたところでございます。

本院の予算委員会でも過日服部委員から、昭和五十七年に私の政治団体に六千万円を貸し付けて、四百万円を寄附していた事実について御指摘を受けたわけでございますが、確かに私自身の資産に關しましては、知事選に備える必要もございましたから借用の必要があったと思っております。さらに、翌年の三月に申告すべき譲渡所得税並びに住民税の負担などの心配もあったかと思えます。しかし、特に有利な貸し付けをしてくれるような銀行もございませんでしたので、昭和五十七年の五月ごろ、父所有の京都赤倉別荘などを貸して、面識のございました佐川清氏に京都でお目にかかって相談をいたしましたところ、刀のつばを担保とし、あわせて湯河原の別荘を賃貸することによって融資を受けることについて了承を得た、こういうことでございます。

○有働正治君 たしか、知事選出馬のことも決意したとおっしゃられましたので、そういうことも五月ごろということと関係があったということでありましょうか。借入の理由、時期について。

○国務大臣(細川護熙君) 知事選とは関係ございません。

○有働正治君 佐川氏との間で借りる交渉を経て、実際に金が総理に渡るのが十月六日に三千万、十一月十日に三千万、十二月十五日に四千万というふうに資料では明記されております。

総理自身は、このお金が届いてきたことを、その都度かまどめかとはともかくとして、報告は当然受けておられると思うんですけれども、いかがですか。

○国務大臣(細川護熙君) はっきり記憶しておりませんが、多分それは受けていたと思います。

○有働正治君 金が渡った時期は、総理にとって

どういう時期だったと記憶がありますか。

○国務大臣(細川護熙君) どういう時期だったかということはよく記憶しておりません。政治的にどういう時期であったかというお尋ねでしょう。繰返し申し上げておきますように、私は個人的に借りたわけでございますから、山門等の修理で金が必要、こういうことでお願いをしたということでございます。

○有働正治君 政治的にはどういう時期だったというふうに考えておられるんですか。

○国務大臣(細川護熙君) 五十八年の二月が知事選挙でございますから、その一年前ということでございます。

○有働正治君 県知事選で大変忙しい時期であったと私も記憶します。その県知事選との関係でまづお聞きします。

立候補に際し、あなたが当時所属していました田中派、田中元首相から県知事立候補の激励を受けたことがあると思いますが、いかがですか。

○国務大臣(細川護熙君) 全くございません。

○有働正治君 昭和五十七年二月十六日、総理は田中邸を訪問しておられます。そして四月二十八日、田中事務所で田中元総理と会ったと記録がありますが、どうですか。

○国務大臣(細川護熙君) その当時はもちろんちよこちよこ出入りをしていたと思いますが、はっきり記憶しておりません。

○有働正治君 全くないから記憶にないに変化したしました。明確に訪問して激励を受けておられるのです。正直に思い出していただきたい。

いま一つ、五十七年の夏、国会にかかわりのある場所で、例えば副議長長公郎で当時の竹下官房長官、田中派の当時の熊本出身の福岡代議士・現熊本県知事らと総理が話し合いをされ、竹下氏から知事選への激励を受けて、いわばお墨つきをもらった記憶はありませんか。

○国務大臣(細川護熙君) 全くございません。

○有働正治君 もともと県知事選をめぐる自民党熊本県連の経過を見ますと、選挙の前年、五十

七年二月の県連常任総務会、これはほとんど自民党県議で構成されています。ここで沢田現参議院議員、沢田一精四選出馬が了承されています。挙げて沢田一精四選というところで自民党県議は了承しているわけでありまして、沢田氏自身も、自分が出るつもりはなかった、しかし県連から挙げて出てくれとの要望があったので出馬する意向を固めたその準備に当たつてきた旨述べておられます。

ところが、今私が指摘した田中派の支持のもとで、私に言わせれば明確に支持のもとで、あなたも決意し、県連挙げて沢田氏、また熊本県選出の国会議員の多くの方も沢田氏で固まっていたのをひっくり返す必要がいればあったわけでありまして、このため熾烈な県議工作が必要だったわけで、秋以降それが本格化しているはずであります。

私自身の調べによりますと、秋、例えば九月一日に沢田治男自民党熊本県連会長が、今回は沢田一精氏でいく、細川氏は次回でと意思表明をされ、それに対しあなたが暴挙だと抗議の会見を行い、その後県連幹部が県議一人一人から意見を聞くなど、県議工作が最も活発に行われた時期であります。九月二十八日に県連常任総務である県議全員の意向を聞くこととされた時期、十月六日の三千万円は時期的にはこれと符合する時期であります。

第二回目の十一月十日の三千万円は、十一月四日に県連幹部が県選出国會議員団に協力を申し入れ、二十日をめどに結論をと県連幹部と国會議員との協議の山場の渦中の時期と重なっています。

県連幹部の会合が相次ぐ一方で、十一月一日、県議で構成する常任総務会が開かれ、二十日をめどに結論を出す方向が打ち出された時期と、時期的には真つただ中という関係にあります。

第三回目の十二月十五日は文字どおり最終局面の時期で、十二月二日に県連常任総務会でああなたの公認正式決定が一週間先延ばしにされます。最後の決戦になります。十二月六日、沢田派県議などが二十二人の会合を持ち、十二月七日、あなたの一万人集会、九日の県連常任総務会で細川氏公認を正式に決定します。このときが山場だったと

七年二月の県連常任総務会、これはほとんど自民党県議で構成されています。ここで沢田現参議院議員、沢田一精四選出馬が了承されています。挙げて沢田一精四選というところで自民党県議は了承しているわけでありまして、沢田氏自身も、自分が出るつもりはなかった、しかし県連から挙げて出てくれとの要望があったので出馬する意向を固めたその準備に当たつてきた旨述べておられます。

関係者も指摘しています。最終公認決定を受けて翌年早々の県知事選に向かう時期であります。これが第三回目の四千万円の時期と時期的には符合する関係になってありますが、こういう知事選の局面局面に十月、十一月、十二月は当たるというふうに考えますが、その点はいかがですか。

○国務大臣(細川護熙君) 随分御丁寧によくこじつけをなさるものだと思つて感心して拝聴をいたしました。全くとんでもないこじつけであるとか申し上げようがございません。

田中派を初めとしてなたからもそのときは、知事選に出ることについて、私の事務所の中でさえも強い反対ばかりでございました。私はそれを押し切つて私は知事選の出馬を決定したわけでありまして、その動機は、これは相手がどなたであろうと、一般論としてこれは申し上げてゐるわけでございますが、現に大先輩もまだ参議院にいらつしやるわけでございますから、一般論として私は、地方の首長の四選といふことは好ましくない、そういう意味で私はどうしてもやると、そういう腹で選挙に出たわけでございまして、今おっしゃつたような話は全くどうも語るに落ちた話だとして申し上げようがないということでござい

○有働正治君 語るに落ちた話かどうか、以下お聞きいただきたい。

この間の私どもの調査で、幾人もの関係者から直接証言を得ました。私も担当者の一として直接本人から証言を得ました。自民党の現職の県会議員あるいは自民党の当時のあなたの選挙参謀ら複数以上の関係者が、五十七年当時、熊本であな

たの秘書が、県知事選のための選挙資金として佐川から金が来たことを共通して明言している。

この証言からすれば、佐川からの金が県知事選対策のものであつた疑惑が極めて強いと指摘せざるを得ないわけですが、いかがですか。

○国務大臣(細川護熙君) 今申し上げましたとおり、全くお話をならぬ話だということですが、

事選の資金として佐川から金が来たということと私どもと立場の違つた者に対しても明確に述べているわけですが、

私に証言した人はこうも言っています。県議工作は五十七年当時のお盆以降、つまり九月以降本格化した。さきに述べた動きと合致するわけでありませんが、それまでは金に苦勞するときがあつたが、十月になると佐川から金があると来て、どんと使つてゐる、金に苦勞することはなかつたと言つてゐるわけですが、どうですか。

○国務大臣(細川護熙君) それは、何回も同じ答えを申し上げても仕方があるまいが、全く関係のない話だということに尽きてゐるわけでございます。これ以上申し上げることはもう同じことの繰返しでございますから、申し上げません。

○有働正治君 あなたの秘書の話として紹介しましたが、その秘書も一人ではありません。あなたの現地秘書が次のように述べたことも私に証言してくれました。つまり、五十七年秋口にあなたの秘書がある有力な県会議員に対し、すぐに三千万円を県議対策のために必要だ、これまでの一回の対策費のための資金から見るとけたが違つた、どうしようかと一瞬ためらつたといふきさつがあります。

この三千万円の話は、あなたの国会提出資料のかかりで言えば十月六日の第一回の借り入れ時期と金額的に符合するわけですが、いかがですか。

○国務大臣(細川護熙君) 借入金の話は知事選の政治活動費とは全く関係がないと繰返し申し上げてゐるわけでございます。

○有働正治君 否定されますけれども、私は証言に基づいて指摘してゐるわけでありまして、

角度を変えて聞きます。

あなたは、佐川への返金などは当時秘書だつた深山正敏氏に担当させていたと国会で答弁されました。しかし、私どもの関係者が九月に本人に会つた際、私は佐川担当でなかつたと述べています。食い違ひがあります。この点ばかりにかかつた人

がいるのかどうか、いかがでありますか。

○国務大臣(細川護熙君) その前に一つ申し上げますが、政治でございまして、それはいろんなことをおっしゃる方がありましよう。政敵と目される方々もそれはいらつしやいましよう。何とか敵対心をかき立ててやつつけようと思はれる方もおられます。それはいろんなことがあろうと思ひます。しかし、それはまあ一つ一つわきにかかわつてゐたのでは、これはなかなかやつていけないわけでありまして、今いろいろ話を取上げてのお話でございまして、いずれもこれは私がはつきり申し上げるわけでございますが、全

くかわりがないといふことを重ねて申し上げておきたいと思ひます。

それから、事務所を担当しておりました者、事務所の職員は当時何人かおりましたから、その者たちが、今お話を名前が出ました深山のほかに何人か担当しておつた者がおると思ひます。

○有働正治君 政敵でも何でもありません。自民党のれつきとした幹部なんです。自民党議員なんです。当時の自民党のあなたと一緒の方です。あなたの選挙参謀としてやつた人なんです。それが政敵と言ふるはずはないわけでありまして、

それで、お尋ねします。

お金が届いたのは現金でありますか、銀行振り込みでありますか。

○国務大臣(細川護熙君) 全く承知しております。

○有働正治君 時間が参りましたけれども、私ども関係者から得た証言によると、段ボールで届けられたといふことを聞いています。それ、調べて報告願えますか、総理。

○委員長(本岡昭次君) 有働君、時間が来ております。

○国務大臣(細川護熙君) わからないと申し上げておきます。

○委員長(本岡昭次君) 時間です。

○有働正治君 一言だけお願いいたします。

私は確実な証言に基づいて、しかも一人二人で

はありません。当時の状況を知り得る立場にある人の証言等に基づいて指摘してゐるわけでありま

す。マンシオン、山門、土庫の疑惑はもとと大きな疑惑を持つてゐる上に立つての質問であり

ます。私どもの調べで得た証言からいって、私の指摘からいっても、総理の答弁は全く納得できませ

ん。政治改革を言う以上疑惑解明が必要である、とりわけ佐川のかかりでは一点の曇りも許され

ないと思はれるわけでありまして、

そこで、一億円にまつわる疑惑解明の証人喚問として、佐川清氏、深山正敏氏の喚問を要求しま

す。ぜひ早急に実現していただきたい。結果いかんによつては別の人物の証人喚問も検討せざるを

得ません。資料として本委員会理事会で要求して

いますのを、今後の質問とのかかりで早速に出

していただくよう要求いたしまして、私の質問を

終わります。委員長、よろしく。(拍手)

○委員長(本岡昭次君) 今の点については理事会で検討しております。

んの書いてくださった原稿だろうと思うんで、こちら心配でしょうがありませんから、まず、その総理大臣の意を体して自治大臣がどういふふうにと受けてもらっていらっしゃるか、それを確認させていただきます。

○国務大臣(佐藤観樹君) あのと下村委員へのお答えの冒頭で私はお怒りは十分わかるということとを申し上げましたけれども、私も最初に回答書を事務局から持ってきたときに何を今までやっていったんだというのが率直なところでございます。

したがって、結論的に、当委員会がいつまで審議が続けられるのかわかりませんが、下村委員に採決になるまでに一定の報告をびしっとできるように委員会が終りました後直ちに指示をいたしましたので、私もやることはやらせていただきますので、この委員会での四法案の審議が終わるまでは、ここまで来ておりますのでめどはこうなりますということを下村委員に報告できるように指示をさせていただきますので、もう少し時間をいただきます。こまではつきり時期も明示をさせていただきます。

○下村委員 主に恐れ入りますが、総理からも一言ひとつ確認をいただきたいんです。

○国務大臣(細川護国君) この会期末までに自治大臣からのお話でございましたが、もっと早くできるように努力をいたします。

○下村委員 大変ありがたいことでございます。本日の議事録ができましたら、ここに携わる方々に私はすぐ送らせていただきます。皆様方がこれだけ理解をしてくださっているんだということをお知らせしたいと思います。

殊に障害を持った方々の声というのは届きそうで届かないんです、今までね。余りにも届かない過ぎた。殊に厚生大臣なんかもお願いしておきます。この後の委員会が何回開かれるかわかりませんが、障害者の方々にとっては選挙というのは参加できないんです。いろんな理由があつて参加できない。

一番簡単に申し上げますと、今の壁障者がそうなんです。皆さんは電話でよくやりますよね、私はだれそれ立候補者のあれでございます、よろしくこのたびの選挙をお願いいたします。これ健康者は聞こえますよ。耳の御不自由な方はどうします。そうすると、この耳の御不自由な方に対してはファックスしかないんです、今の状態ではファックスしかありません。ところが、ファックスはいけないんです。これ選挙違反になっちゃうんです、決められた文書しか出せないんです。これは決められた外の文書ですからね。そうすると壁障者にとっては、ファックスが送られてきても選挙違反、送った方も選挙違反、こういう弊害もあるんです。ですから、障害者にとつてはいろいろな弊害があるんです。点字投票もありますし、たくさんあるんです。

これは、これから一つ一つ、厚生大臣がお話のわかるうちにやりたいと思います。話のわからぬ人が厚生大臣だとかつちが何を言ってもどうしようもないですから。のれんに腕押しというのは一番困るんです。大内厚生大臣はわりかた話のわかりやすい方でございますから、在任中によろしくお願いして、これからたびたび申し上げますので、ひとつ今から含んでおいていただきたいと思っています。

さてそこで、今回の政治改革でございますけれども、今回の政治資金規正法によってどのぐらいの効果があらわんでしょうかね。つまり、今までよりは幾らかいいのか、それとも飛躍的に効果があるとか、どうなんでしょうか。

○国務大臣(細川護国君) 後でまた自治大臣から補足をさせていただきますと思いますが、一つ象徴的なものを申し上げます、今までは政治資金でも百万を超えるものを公開しなければならぬというところだったものが、五万円超のものは公開というところでございますから、それだけで相当に透明性は高まるということになるんだろうというふうに思います。

ほかの点は大臣の方から御答弁いたします。

○国務大臣(佐藤観樹君) 今、総理からお答えがございましたように、政党を除きます政治団体につきましては、収入の問題については五万円超、それから支出につきましては五万円以上、国民の前に明らかにしなかならぬということ、透明性が非常に増したこともございますし、午前中の審議にもございましたように、政治資金規正法に違反をした者につきましては立候補制限が課せられる、あるいは公民権の停止等もかかってくるというふうなこともございますので、非常にその意味では厳しくなつて、下村委員のお言葉をかりれば飛躍的にこの政治改革の法案というのは効果を持つと、こういうふうにお考えしております。

○下村委員 この案をお出しになつた方としては、そういうふうにお考えになるのは当たり前だと思ひます。しかし人間というやつは、こういうふうにしたらこうなるよという、こういうふうにならぬよという、裏のもう一丁、そういうふうにならぬようにするにはどうしたらいいかと裏の裏をかくやつはいっぱいいるわけですよ。そうしますと、五万円に抑えようが一万円に抑えようが見えないところで渡す。渡されたものというの、これはもうどうにも見えないんです。これはいつまでたつたつて。ですから、今のゼネコンなんかを横の方から見ると、あんなに人をばかにした、あんなに人を信じられないことはないと思ひます。

例えば、各ゼネコンの会社の役員の方たちが捕まりました。それ以前に新聞記者にマイクロホンを見事たつたじゃないですか。そんなことができないわけないだろう、ばかことを想像して物を言うなと言つたやつが捕まつていられるんですね。ばかことを想像して言うなというやつが一番悪いこととをしてくるの、このゼネコン汚職なんというの、これはこれから先も永久に私はなくなると思ひます。

それに対する今度の政治資金規正法の御判断は総理はどうお考えでしょう。

○国務大臣(細川護国君) これは政治家みずからのやはり襟を正す姿勢というのがその根本であるということ、これはもう申し上げるまでもないことだと思ひます。それがあつて、また制度なり仕組みというものの、これは万全のものはないわけでございますが、できる限りそういうことが起こらないように改善をしていくということがその上にさらになつて初めてこれは一定の効果がでてくるものであらうと思ひますから、そういう意味で、今度の政治改革法案というものはそれなりの評価をしていただけるものにはなるというふうには私は考えているわけでございます。

○下村委員 私はこへ来ていて一番おかしかったのは、倫理規定というふうな言葉があるんですが、何で今さら参議院とか衆議院のおじさんたちが倫理規定なんてものをつくらなくちゃいけないか。選良の士と言われていた人が倫理なんて必要ないでしよう。倫理は個人個人が持つていなくちゃいけません。それをいい年こいた連中が集まつているこの国会で倫理規定をつくらなくや物事ができないなんて、そんなばかなこと考えられますか。幼稚園の子供じゃないんです。いいこと悪いことの区別はつきやうなものじゃないんです。

そういうことから考えますと、この政治資金規正法というものは幾らどうあつても、私はなくなりつこない、ゼネコンというものは、あれは当然なくなりつこないと思ひますが、どうですか、官房長官。

○国務大臣(武村正義君) 人間の社会に裏や陰が存在する以上は絶対になくなるというものではないのかもしれません。しかし、倫理綱領や行為規範をいい大人の私どもがわざわざ国会で決めてこれを守つていこうという約束をいたしておりますもの、また、今回のようなさまたちまな知恵を絞りながら政治資金をめぐる厳しい罰則をつけた法律の議論をいたしておりますもの、世の中の犯罪とある種は似ておりますけれども、陰や裏の部分を許さない、完璧ではないにしても、少しづつ完璧

に近い方向を目指して努力をしていこうという決意でございまして、絶対に完璧になくならないからやる必要がないという理屈では世の中は前進しないと思うからだと思っております。

○下村泰君 もちろんやらないよりはやった方がいい。選挙の手法の導入と同じようなものですが、あれとはちよつと異質かもわかりませんが、しかし、こういうことを言っている方がいますよ。

現在の中央集権システムを温存したままで小選挙区制を導入すれば、従来にも増して腐敗と議席の私物化を助長するという弊害が予測できる。小選挙区制のもとでは、現職議員が公共事業や補助金の箇所づけ、許認可の際の運動など、地域に関するありとあらゆる利益誘導を一手に独占できる。そうなると、その地域の市町村の首長、利益団体が現職議員の傘下に組み込まれることになる。そうして、現職議員の地盤が安泰になれば、ますます多選、世襲などの弊害も強まるだろう。したがって、小選挙区制の導入を真の政治改革に結びつけるためには、権限、財源の徹底した地方分散を図り、利益誘導に関する国会議員の関与の余地を小さくすることが不可欠の必要条件と言える。

こういうことを言っている方がいますけれども、この件に関してはどうでしょうか。

○国務大臣(細川護国) そういうことも確かに大事なことだと思ひます。一つの考え方だと思ひます。しかし、そればかりでよくなるかと申ししますと、最近のゼネコンの問題も、地方の首長による問題がたくさんあるわけでございますし、権限と財源を自治体に配分すればそれで済むのかという問題もあるんだらうというふうに思ひます。

ただ、私は今のお話の観点とは違つた観点から地方分権というものは進めていかなきゃならないことだと思ひますが、いずれにしても、地方、中央を問わず、さつき倫理倫理といつていい年の大人が騒いでいるようなことじゃ済まないんじゃないかとおつしやいましたが、私もこれは地

方、中央を通じて言える基本的な政治家のモラルの問題だというふうに思つております。

○下村泰君 国民の大半は、国会の中で何をやっているか常によくわからないですね。わかるのは何だといつたら、新聞の報道だけなんです。そうしますと、新聞の報道だといつても一面、二面は余り読む人はないんですよ。一番先に読むのはスポーツ欄とかテレビ欄とかラジオ欄とか、あるいは三面記事とか。そういう三面記事の方に政治に関するものが載つていれば読むかもわかりません。ほとんどごらんにならない。そういう日常生活の方が多いわけなんです。ですから、選挙のときに最近非常に投票率が悪いというのはそういう側面もあるんじゃないかと私は思ふんですね。政治に興味を持たないということ。

例えば、九月二十六日の茨城、十一月二十一日の宮城、この両方の県知事選が三九・二%で、両方とも期せずして三九・二%の低い率なんです。最近、こういうふう非常に投票率が低い。これは、やっぱり今申し上げましたように政治に対する不信感、政治に対する興味、こういうものが無い。それから、国民がござつて参加できない。例えば、P.K.O.の問題にしてもお米の問題にしても、もし国民投票だったらどういふ結果が出たんだらうかというふうなことも考えてみる必要もあるんじゃないかと思ひます。

そういう意味で、もつと国民の前に開けた、何かあつたら国民に投票してもらう、国民投票の結果がこうだからこうなるんだというふうなことができないものか。それができなかったら、もつと私はテレビというものを利用すべきものだと思ふんですが、いかがでございましょう。

○国務大臣(細川護国) 国会は唯一の立法機関という憲法の規定からいいますと、法律をつくるための国民投票というのはなかなか難しいということなのかもしれないが、しかし、諸問的な意味での国民投票ということは大いに研究をしてみ余地があるのかな、私はそう思つております。○下村泰君 時間が来ましたのでやめますけれども

も、総理にちよつと一言だけお聞きしたいんです。

大阪高裁で今度の参議院のあれが出ました。定数は正が目の前に迫られたことだらうと思ふんです。これはどうなんでしょう、議員さん同士にやらせるといつまでたつてもできませんから、完璧な第三者機関にやらせるといふ方法はいかがなものかなと思ふんですが、いかがでしょうか。それだけ聞かせていただいて終わりにします。

○国務大臣(細川護国) 地裁の判決ではございますが、重く受けとめております。

定数の問題につきましては、今度の衆議院の選挙制度の改正法案でも第三者機関によつてやろうということと法案として出させていたたいっているわけでございますし、いずれにしても、今後参議院の選挙制度というものを考えていく際にも当然そのような形のことを考えられなければならないのではないかと今ふうに思つております。

○下村泰君 地裁じゃなくて大阪高裁ですね。念のために訂正しておきます。

○国務大臣(細川護国) 大阪高裁です。失礼しました。

○下村泰君 どうもありがとうございました。

(拍手)

○委員長(本岡昭次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十八分散会

平成六年一月十日印刷

平成六年一月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局